

平成 27 年度

学生便覧

長崎大学多文化社会学部

School of Global Humanities and Social Sciences

平成27年度 多文化社会学部行事予定

【前期】

入学式	4月 2日 (木)
新入生オリエンテーション (教養教育)	4月 2日 (木)
新入生オリエンテーション (専門教育)	4月 3日 (金)
授業開始 (教養教育科目)	4月 6日 (月)
授業開始 (専門教育科目)	4月 9日 (木)
履修登録期間	4月 6日 (月) ~ 4月 17日 (金)
新入生合宿研修	4月 10日 (金) ~ 4月 11日 (土)
開学記念日	5月 31日 (日)
補講期間	7月 23日 (木) ~ 7月 24日 (金)・ 7月 28日 (火)
前期定期試験期間	7月 30日 (木) ~ 8月 5日 (水)
追試験期間	8月 6日 (木) ~ 8月 7日 (金)
夏季休業	8月 8日 (土) ~ 9月 27日 (日)
前期成績発表	9月下旬~10月上旬

【後期】

授業開始 (教養教育科目)	9月 28日 (月)
授業開始 (専門教育科目)	10月 1日 (木)
履修登録期間	9月 21日 (月) ~ 10月 9日 (金)
冬季休業	12月 26日 (土) ~ 1月 3日 (日)
大学入試センター試験会場設営 (休講)	1月 15日 (金)
補講期間	1月 27日 (水) ~ 1月 29日 (金)
後期定期試験期間	2月 2日 (火) ~ 2月 8日 (月)
追試験期間	2月 10日 (水)・ 2月 12日 (金)
春季休業	3月 21日 (月) ~
卒業式	3月 25日 (金)

熱い心と冷たい頭脳そして課題に立ち向かう強い意欲を

多文化社会学部長 佐久間 正

多文化社会学部第2期生の皆さん入学おめでとうございます。皆さん、を心から歓迎します。昨年新たに発足した本学部での皆さんの学びがいよいよスタートします。

20世紀後半急速に進展したグローバル化は、情報を中心にヒト・モノ・カネの国境を越えた動きを大きく加速化させました。私たちの生活する場は程度の差こそあれグローバル化の波に洗われています。海洋に囲まれた島嶼国家である日本においても、異なった言語と文化を有する人々といかに協働し共生していくのかが今後ますます重要な社会的課題となっていくでしょう。しかし、グローバル化は他方で、国家的枠組あるいはナショナル・アイデンティティへの志向を強めているようにも思われます。それは時に国家間や地域間の排他的紛争すら惹起しています。グローバル化はこのように二つの側面を有しているのです。

このような世界に生きる私たちに求められているのは、自らと異なった言語や文化を有する人々との協働・共生に他なりません。多文化化する社会や国家そして世界における生き方が鋭く問われていると言えましょう。本学部はこのような状況に対して<人文社会系グローバル人材の育成>という教育目的を掲げました。そのような人材に求められる資質として、私たちは次のような内容を考えています。

- ・異なった考えや価値観を尊重し冷静に受け止めることができ、自らの考えを的確に述べることができる。
- ・国際通用語としての英語に堪能であり、英語でコミュニケーションができる。
- ・グローバル化する現代世界に関する基盤的知識を有している。
- ・自ら課題を発見し、その解決に向けて意欲を持って取り組むことができる。

このような資質を身に付けていくための学びが実現できるように、本学部では教育内容や教育手法さらには教育環境を整えつつあります。特に1年生の学びと生活は他大学には見られない特色を有しています。……国際学寮ホルテンシアへの入寮生活、前期のトランジション・プログラム、短期留学の必修化、英語カフェをはじめ授業外での学びの場、皆さんにとって最も身近なコーチングフェローの存在等々。皆さんがこれらに主体的に取り組む中で、これからの本学部での学生生活に順調にスタートされることを切望しています。

21世紀の地球的課題は、人類のみならず多くの生物が存続していくための地球環境を創造していくこととともに、言語と文化を異にする人々が平和裡に協働・共生し、豊かな自己実現を図っていくことと言えましょう。この後者の課題こそ本学部の教育理念に深く関わるものに他なりません。第2期生の皆さんが、1期生の諸君に引き続き、グローバル化する世界に広くそして深く思いをめぐらし、本学部での学びに積極的に取り組まれることを期待するとともに、皆さんのキャンパスライフが豊かなものになるよう心から祈念しています。多文化社会学部の新たな伝統は、1期生の諸君に続いて、熱い心と冷たい頭脳そして課題に立ち向かう強い意欲を持った皆さんの学びの成果と豊かなキャンパスライフによって形成されていくものと確信しています。

目 次

1. 多文化社会学部の概要について	1
(1) 基本理念・目標	1
(2) 各コースの説明	1
(3) 各科目区分の説明	3
(4) 英語力の徹底強化	3
2. 教育課程等について	4
(1) 教育課程の構成	4
(2) 単位	4
(3) 学期	4
(4) 授業時間	5
(5) 時間割	5
(6) 授業の出欠・欠席届	5
(7) 休講措置（台風等の事態に対する休講措置等）	5
(8) 補講	5
(9) 最低修得単位	6
(10) 開設授業科目	7
(11) 長崎大学ナンバリング・システム	7
(12) 必須要件科目	7
(13) コース決定	16
3. 履修方法について	16
(1) 専門教育科目の履修方法	16
(2) Transition Program	16
(3) 2年次の履修制限	18
(4) 共通基礎モジュール科目の履修方法	18
(5) 専門モジュール科目の履修方法	19
(6) 履修登録	19
(7) 履修登録上限単位	20
(8) シラバス	20
(9) 他学部・他大学等の授業科目履修	20
(10) 主体的学習促進支援システム（LACS）	20
4. 試験について	21
(1) 定期試験	21
(2) 追試験	21
(3) 再試験	21
(4) 試験受験上の注意	21
(5) 不正行為に関する処置	22
5. 成績について	22
(1) 成績評価基準	22
(2) 単位認定	22

(3) 成績通知	22
(4) 入学前既修得単位	22
(5) GPA	23
6. 修学指導について	23
7. 留学について	23
(1) 短期留学	23
(2) 中期・長期留学	24
(3) 留学時の経済支援	25
8. 進級要件について	26
9. TOEFL 等の受験について	26
10. 卒業について	26
11. 教育職員免許状（高等学校教諭一種免許状（英語））の取得について	26
12. 日本語教員資格について	28
(1) 概要	28
(2) 日本語教員基礎資格の科目と履修登録	28
13. 多文化社会学部が使用する建物について	30
14. 学生生活について	30
(1) 学生証	30
(2) 掲示	30
(3) 住所変更等	30
(4) 休学・退学・復学	30
(5) 各種証明書	31
(6) 施設の利用	32
(7) 団体設立	32
(8) 学生教育研究災害傷害保険	32
(9) 学内交通規制	32
(10) 保健管理	33
(11) 海外渡航等	33
(12) 諸手続一覧	33
15. 授業料（免除を含む）について	34
(1) 授業料	34
(2) 授業料免除	34
16. 奨学金制度について	36
17. 就職支援について	36
18. 教員一覧	37
規則集	41
配置図	91

1. 多文化社会学部の概要について

(1) 基本理念・目標

多文化社会学部では、多文化の共生と協働が求められる現代世界において、政治・経済、文化、社会活動分野等で存在感をもって国際的に活躍できる人文社会系グローバル人材を、従来にない斬新かつ特色ある教育を通して先駆的に育成します。

多文化社会学部は、人文社会系学部の学士課程教育における専門性を担保しつつ、上記のグローバル人材の基盤的資質としての語学力・コミュニケーション能力とジェネリックスキルの涵養に重点的に取り組みます。すなわち、人文社会系諸分野を「多文化社会」の観点から再編・統合した学際性 (interdisciplinarity) に富むカリキュラムによって、政治、法律、経済、経営等の社会科学系の知識と考え方と、世界の各地域の多様な社会、文化、歴史、宗教を理解できる人文学系の知識と考え方を併せ持つ人材を育成します。さらに、フィールド調査や言語的・文化的背景を異にする人々との国際的プロジェクト等への参画を通して、マネジメント能力も涵養します。

具体的には以下のような人材育成を教育目標として掲げています。

○ 高度の英語力とコミュニケーション能力を持っている

高度の英語力を有し、グローバル化する世界において英語でコミュニケーションやプレゼンテーションができる

○ 文化的多様性の意義を理解できる

グローバル化する世界における多文化状況に関する知識を有し、文化的多様性の意義を理解できる

○ 共生的な関係を築き問題解決に向けて行動する

グローバル化する世界の中で人々と共生的な関係を築き、問題解決に向けてパートナーシップやリーダーシップを発揮して行動することができる

多文化社会学部は、社会的・文化的・言語的多様性の視点から、既存の人文社会系の学問分野を横断的に再編することによって、新たな学びの領域としての「多文化社会」学を創り出すことを目指しています。研究と教育の柱となるのは以下の学問分野です。

- 1) 政治学、法学、経済学、経営学を基盤的分野とし、グローバル化時代における政治経済システムの特徴を明らかにしていく分野
- 2) 社会学、人類学、歴史学を基盤的分野とし、グローバル化時代における社会動態・社会変容の実相をフィールド調査に基づき明らかにしていく分野
- 3) 文化学、思想学、言語学を基盤的分野とし、グローバル化時代における人間と文化の在り方を、自己と他者の相互関係、自己認識と他者理解の相関関係を軸に明らかにしていく分野

(2) 各コースの説明

多文化社会学部では、次ページの4つのコースを設けており、オランダ特別コースを除き、3年次に全員のコースが決定します。

➤ グローバル社会コース

グローバル社会コースでは、法、政治、経済を中心とした「世界の仕組み」を、英語に

よって学びます。中期・長期の海外留学が必須であり、そこで身に付けた英語力を用いて、このグローバル化の進む現代社会で即戦力として活躍できる人材を養成します。

本コースでは、英語による授業、中期・長期の留学及びその成果を英語でまとめ、公開することを通して、多文化社会学部の中でも特に高度な英語運用能力と国際感覚を身に付けることができます。

本コースの学生は、Transition Program に始まり、学部モジュール、英語モジュール、多くが英語で開講される共通基礎モジュール「グローバル社会のしくみ」を経て、全て英語によって開講される専門モジュール「グローバル化する世界」までを一貫して履修します。

専門モジュール「グローバル化する世界」には、法学、政治学、経済学、経営学分野の科目が配置され、ルール、ガバナンス、エコノミー、マネジメントなどに関わる学びのテーマをさらに深めることができます。

➤ 社会動態コース

社会動態コースでは、社会学、文化人類学、歴史学を中心に学び、アジアからアフリカ、ヨーロッパにかけての社会の変化を、フィールドワークを通して実践的に理解します。国際的なコミュニケーション力と実践力を身に付けた人材を育成します。

本コースの学生は、専門モジュール「変容する社会」を履修します。

専門モジュール「変容する社会」には、より専門的に社会と文化の変容について学ぶことを目的として、グローバル化時代の多様性という視点から社会学、文化人類学、歴史学分野にアプローチすることで抽出される科目が配置されています。アジアとアフリカをフィールドとした実証的研究に基づく専門科目が多く配置されている点に特色があります。海外におけるフィールドワークや留学の経験を通して、教室での学びとフィールドでの学びを結びつけながら、語学力や情報収集・発信能力を身に付けることができます。

また、一定の基準を満たした学生は、中期・長期留学を行うことも可能です。

➤ 共生文化コース

共生文化コースでは、思想、文化表象、メディア、言語等の面から、多文化共生社会の基礎となる言語や文化の重要性を学びます。中国語のコミュニケーション能力も高め、アジア諸国等との文化交流のシーンにおいて活躍でき人材を育成します。

本コースの学生は、専門モジュール「多文化の共生」を履修します。

専門モジュール「多文化の共生」には、グローバル化時代の文化的多様性という視点から思想、文化、表象、メディア、言語にアプローチする科目が配置されています。

本コースの科目は、英語モジュール科目、中国語モジュール科目、日本語教員資格関連科目との関わりが深く、それらを履修することによって言語や記号を用いたコミュニケーション力を総合的に身に付けることができます。

また、一定の基準を満たした学生は、中期・長期留学を行うことも可能です。

共生文化コースを主コースとした場合のみ、教育職員免許状（高等学校教諭一種免許状（英語））の取得が可能となります。

➤ オランダ特別コース

オランダ特別コースでは、オランダのことを人文社会学の様々な角度から学ぶ日本に唯一のコースで、1年間オランダに留学します。オランダを出発点にヨーロッパ社会につい

て学ぶことにより、ヨーロッパの文化に精通し国際的に活躍できる人材を育成します。

本コースの学生は、専門モジュール「オランダ」を履修します。

専門モジュール「オランダ」には、「オランダ現代社会論」、「オランダ文化論」、「日蘭比較文化」、「日蘭交流史」の4つの科目が配置されています。「オランダ現代社会論」及び「オランダ文化論」の講義は、ライデン大学から招聘される教員が担当します。

本コースでは、1年間のライデン大学への留学が必修となっています。ライデン大学では、多文化社会学部の指導教員及び留学先の担当教員との協議に基づいて、学生の関心と将来計画に即した講義を受講し、10単位を修得します。そうすることで語学力やコミュニケーション力のみならず、ヨーロッパ単位互換制度（ECTS）に準拠したグローバルに通用する専門知識と技能を身に付けることができます。

(3) 各科目区分の説明

多文化社会学部の教育課程は、次の科目区分で構成されています。

① 共通基礎モジュール科目

既存の学問のディシプリンの特質を十分に理解した上で、その枠を越えて領域横断的に多文化社会の諸相にアプローチするための基礎的視点と枠組みを身に付けます。

共通基礎モジュール科目は、「グローバル社会のしくみ」、「社会を映し出す文化、文化が作り出す社会」、「多言語を学ぶ、多言語で学ぶ」の3モジュールから構成されます。

② フィールドワークモジュール科目

調査の考え方を学び技術を身に付けるための7科目からなります。学生はこの中から少なくとも4科目を受講することで、自ら問いを立て、適切な調査技法を選択し、データを収集し、レポートをまとめる技法を学びます。

③ 英語モジュール科目・中国語モジュール科目・オランダ語モジュール科目

多文化社会学部が目的とするグローバル人材にふさわしい実践性と専門性を兼備した語学能力を涵養します。

④ 専門モジュール科目

「グローバル化する世界」、「変容する社会」、「多文化の共生」、「オランダ」の4モジュールから構成されます。これらは、本学部の学士課程教育の専門性を担保するための中心的モジュールです。各モジュールを履修することにより、共通基礎モジュールの履修により獲得した知見を更に深化させ、多文化社会の特質を理解することができます。

⑤ キャリア科目

キャリアに関する様々な理論的なアプローチを概観し、キャリアの本質的な意味を理解します。その上で、学生が社会に出て働く際に求められる実践的な知識や能力の理解を深め、将来職業を得てかつそれを安定的に維持し、ワークライフバランスを保つことの重要性を認識します。仕事や組織の現実、労働市場の環境変化等についての具体的な知識を身に付け、職業選択を行うための自己理解、自己表現力も併せて涵養します。

(4) 英語力の徹底強化

多文化社会学部では、高度な英語力の修得のために、英語力の短期集中アップを含む1年次前期におけるTransition Program（16ページ参照）の導入、短期留学の必須化、中期・長

期留学要件としての TOEFL スコアの設定 (TOEFL PBT 550 点以上, TOEFL iBT 79 点以上), 英語による授業の大幅導入, 卒業時の目標値としての TOEFL スコアの設定 (TOEFL PBT 600 点以上, TOEFL iBT 100 点以上) 等, TOEFL スコアで履修状況を点検する入学から卒業に至る一貫した英語教育体制を構築します。

2. 教育課程等について

(1) 教育課程の構成

長崎大学の教育課程は, 幅広い教養を身に付けるため長崎大学全体で行う教養教育と, 各学部が行う専門教育で構成されています。多文化社会学部の場合, 原則, 次のとおり授業の開講曜日が決められています。

区分	月	火	水	木	金
1 年次					
2 年次					
3 年次					
4 年次					



教養教育科目開講曜日



専門教育科目開講曜日

- ※ 上表に関わらず, 1 年次の教養教育科目を専門教育科目の開講曜日に開講することがあります。
- ※ 1 年次では, 専門教育科目開講曜日・校時に空きがあっても, その時間に教養教育科目を履修することはできません。
- ※ 2 年次以上では, 専門教育科目開講曜日・校時に空きがあれば, その時間に教養教育科目を履修することはできます。

(2) 単位

大学は, 学修の修了を単位の認定によって行っています。

大学を卒業するには, 所定の修業年限内に, 一定数以上の単位を修得する必要があります。

1 単位とは, 講義室での授業と自宅等の学修を合わせた標準 45 時間の学修を要する内容をもって構成されているもので, 授業の実施形態により講義室で行う授業時間数と自宅等の学修を行う時間数が, 次のように定められています。

- 講義 … 講義室内での授業 15 時間 + 自宅等での学修 30 時間
- 演習 … 講義室内での授業 30 時間 + 自宅等での学修 15 時間
- 実験・実習 … 講義室内での授業 (実験・実習) 45 時間

1 校時の授業時間は 90 分間ですが, 単位を計算する場合には, この 90 分をもって 2 時間と計算しています。

(3) 学期

各学年を次の 2 学期に分けて授業が行われます。(前期 15 週, 後期 15 週)

前期 4 月 1 日～9 月 30 日

後期 10月1日～翌年3月31日

※ ただし、年度によっては、後期の開始が9月末からとなる可能性があります。

(4) 授業時間

授業は、月曜日から金曜日までの次の時間帯に行われます。

校時	時間
I校時	8時50分～10時20分
II校時	10時30分～12時00分
III校時	12時50分～14時20分
IV校時	14時30分～16時00分
V校時	16時10分～17時40分
VI校時	17時50分～19時20分

(5) 時間割

授業は、各学年始めに配布される授業時間割によって実施されます。

なお、授業時間割は、公表後変更されることがあります。この場合は、掲示によってお知らせします。また、通常の授業以外に、期間を限定して集中的に行われる授業（集中講義）がありますが、開講する日時等は掲示により通知します。

(6) 授業の出欠・欠席届

授業には必ず出席しなければなりません。

出席の調査は、原則として、出席管理システムで行いますので、授業時には、必ず「**学生証**」を持参してください。（授業担当教員による点呼、出席調査票等で行われることもあります。）

なお、欠席の時数が、授業を行った時数の3分の1を超えた場合には、学期末に実施される当該授業科目の定期試験の受験資格を認めないことがあります。

ただし、病気、忌引、災害等やむを得ない理由により欠席した者が所定の証明書等を添えて欠席届を提出したときは、授業担当教員の判断で、欠席時数について考慮される場合があります。

(7) 休講措置（台風等の事態に対する休講措置等）

本学では、台風及び積雪等による学生の事故の発生を防止するため、台風等の際の授業・定期試験の休講等措置について、「台風、積雪その他不測の事態に対する全学的休講措置の申合せ」（66ページ参照）を定めています。

台風等に際しては、同申合せにより措置されますので、申合せの内容を十分理解の上、各自の判断により事故等がないよう留意してください。

(8) 補講

休講等により、授業回数が15回確保できない場合等、授業担当教員の判断により、補講を実施することがあります。

(9) 最低修得単位

多文化社会学部を卒業するために必要な最低修得単位数は次のとおりです。

履修コースによって単位の修得方法が異なりますので注意してください。

最低修得単位数

区分	授業科目の区分		グローバル社会コース 社会動態コース 共生文化コース	オランダ特別コース	備考	
教養教育科目	必須科目	教養ゼミナール科目	2	2		
		情報科学科目	2	2		
		健康・スポーツ科学科目	2	2		
		外国語科目	英語	8	8	
			初習外国語	4	4	
	モジュール科目	全学モジュールⅠ科目	6	6		
		全学モジュールⅡ科目	6	6		
		学部モジュール科目	1 2	1 2		
	自由選択科目		2	2		
	計		4 4	4 4		
専門教育科目	共通基礎モジュール科目	主モジュール	1 2	1 2		
		副モジュール	6	6		
		小計	1 8	1 8		
	フィールドワークモジュール科目		5	5		
	英語モジュール科目		1 0	1 0		
	中国語モジュール科目		0 又は 5	0	(注 1)	
	オランダ語モジュール科目		0	6		
	専門モジュール科目	主モジュール	2 0	1 8		
		副モジュール	1 0	1 2		
		小計	3 0	3 0		
	キャリア科目		2	2		
	演習科目		1 2	1 2		
	自由選択科目		8 又は 3	2	(注 2~4)	
計		8 5	8 5			
合 計		1 2 9	1 2 9			

(注 1) グローバル社会コース，社会動態コース及び共生文化コースを選択した者のうち，中国語モジュール科目を履修する者は，5 単位全てを修得する。

(注 2) グローバル社会コース，社会動態コース及び共生文化コースに所属する者のうち，中国語モジュール科目を履修しない者は，専門教育科目の自由選択科目から 8 単位，中国語モジュール科目を履修する者は，専門教育科目の自由選択科目から 3 単位を，それぞれ修得する。

(注 3) グローバル社会コース，社会動態コース及び共生文化コースを選択した者の専門教育科目の自由選択科目には，共通基礎モジュール科目，フィールドワークモジュール科目，オランダ語モジュール科目，専門モジュール科目及びキャリア科目の最低修得単位数を超えた単位をもって充てることができる他，専門モジュール科目の主モジュール及び副モジュール以外の授業科目並びに自由選択科目をもって充てることができる。

(注 4) オランダ特別コースを選択した者の専門教育科目の自由選択科目は，共通基礎モジュール科目，フィールドワークモジュール科目，中国語モジュール科目，専門モジュール科目及び

キャリア科目の最低修得単位数を超えた単位をもって充てることのできる他、専門モジュール科目の主モジュール及び副モジュール以外の授業科目並びに自由選択科目をもって充てることのできる。

(10) 開設授業科目

多文化社会学部で開設する授業科目は 8～13 ページの表のとおりです。

(11) 長崎大学ナンバリング・システム

長崎大学ナンバリング・システムとは、長崎大学で開講されているすべての授業科目（教養教育科目・学部専門科目・大学院専門科目等）に対し、授業内容・レベル等に応じた記号と数字を付し、教育課程表やシラバスに記載することにより、体系的な教育プログラムの実現を目指す方法のことです。

① 統一フォーマット

長崎大学の全授業科目には、統一した形式でナンバーが付されています。（10～15 ページの科目ナンバー欄を参照。各コードの詳細は 14～15 ページを参照）

② 特徴

《 国際通用性 》

- 1) 海外の大学の代表的なナンバリング・システムと類似のフォーマットにしています。
- 2) 海外の多くの大学と同様の授業レベル表記（水準コード）としているため、海外から来る留学生や本学から海外へ留学する学生にとって、授業のレベルを比較しやすくなります。
- 3) 外国語による授業科目を使用言語コードから判断できます。

《 識別コードと学問分野 》

識別コードと学問分野を別々に区分したため、授業科目の履修体系上でのおおよその位置づけが一目で識別でき、また講義内容がどの学問分野であるのかを把握できます。

《 活用方法 》

14～15 ページの各コードの記号や数字の意味を理解することにより、科目ナンバーを見るだけで、カリキュラム体系上どのような位置づけの科目であるか分かるようになります。

また、科目ナンバーの学問分野コードからその科目の学問上の位置づけを把握することで、履修科目の体系に関する理解が更に深まります。

(12) 必須要件科目

各授業科目には、履修するための前提となる水準コードが下位の授業科目（以下「必須要件科目」という。）を指定しています。必須要件科目は、8～13 ページの必須要件科目欄のとおりです。

※ 必須要件科目欄の○付き数字は、標準履修年次を表します。

(13) コース決定

オランダ特別コースを除く3つのコース（グローバル社会コース，社会動態コース，共生文化コース）には，3年次の専門モジュールの選択によって最終的に決定します。希望コースの調査やコース決定方法等の詳細については，オリエンテーション又は掲示でお知らせします。

3. 履修方法について

(1) 専門教育科目の履修方法

- ① 専門教育科目の履修に当たっては，原則として，8～13 ページに掲げる開設授業科目の標準履修年次のとおり履修しなければなりません。
- ② 専門教育科目の履修に当たり，必須要件科目が指定されている場合は，当該必須要件科目の単位を修得した上で，当該授業科目を履修してください。
- ③ ただし，②にかかわらず，進級要件（26 ページ参照）を満たさない場合に限り，同一学期内において，必須要件科目として関連付けられた科目群に関して，標準履修年次（科目レベル）が異なる授業科目を同時に履修することを認めます。

(2) Transition Program

多文化社会学部では，1年次前期において，高校までの学びからグローバル化時代の大学における学びへと移行させるため，英語と大学入門科目を集中的に履修させることを目的とした Transition Program を実施します。

具体的には，主に英語の集中学習を行う「一般学生向けプログラム」と「英語能力試験高得点者向けプログラム」に分かれます。

① 一般学生向けプログラム

1年次前期に次の科目を履修します。

【教養教育科目】（8 単位）

英語コミュニケーションⅠ（1 単位）

英語コミュニケーションⅡ（1 単位）

総合英語Ⅰ（1 単位）

総合英語Ⅱ（1 単位）

教養ゼミナール（2 単位）

グローバルキャリアへの扉（2 単位） ※ 学部モジュール科目

【専門教育科目】（5 単位）

英語発音法（1 単位）

Reading and WritingⅠ（1 単位）

Reading and DiscussionⅠ（1 単位）

フィールドワーク入門（2 単位）

上記の科目の他，TOEFL 夏期集中講座，英語カフェ，Program 成果発表会等に参加しなければなりません。（知の1000時間マラソン）

② 英語能力試験高得点者向けプログラム

入学時に TOEFL PBT 500 点以上, TOEFL iBT 61 点以上, TOEIC 730 点以上又は英検準 1 級以上に達している学生は, 希望により, 一般学生向けプログラムに代えて, 英語能力試験高得点者向けプログラムを受講することができます。

英語能力試験高得点者向けプログラムの受講希望調査は, 4 月の学部オリエンテーション時に実施し, 学務委員会で審議の上, 受講の可否が決定します。

英語能力試験高得点者向けプログラムは, 次の 1)~4) の内容で実施します。プログラムの実施に当たっては, 一般入学生の指導体制と同様に, 教員がチームを編成して, きめ細かな指導を行います。事前指導→ボランティア・インターンシップ→事後指導を通して高校から大学への学びの転換を, 教室での学びとは異なったフィールドでの経験とその意味付けを通して適切に理解させるとともに, 短期間における更なる英語力の向上を図ります。

1) 事前指導 (4 月~5 月上旬)

大学での学び, グローバルキャリア, ボランティア計画, 語学到達目標について, 指導教員, 英語担当教員及びコーチングフェローからなるチーム等が個別に集中指導します。

2) ISA (International Social Activities) (5 月下旬~8 月 ※開始及び終了の時期は受け入れ先によって異なる)

国際的なボランティア, インターンシップ, フィールドワークに参加します。

ISA は, 原則, 本学部が指定する機関で実施します。ただし, 受講学生が, 本学部が指定する機関以外での ISA を希望する場合は, 学務委員会で審議の上, 可否を決定します。

ISA 期間中は, 学生と指導チームが定期的に連絡を取り, スカイプ, メール, e-Learning 等を活用して, 英語力伸長の度合いの確認・指導, ISA 期間中のサポート, 調査研究指導, 生活状況の把握や問題解決のための助言 (15 回) を行います。

3) 事後指導 (7 月~9 月)

教養ゼミナール後半 1/3 に対応した指導として, ISA レポート作成指導, 口頭発表, フォローアップ講義 (10 回) を行います。

4) 授業への出席・英語合宿等への参加

上記 1)~3) の他, ISA の期間を除き, 次に掲げる科目の授業に出席しなければなりません。

- ・英語発音法 (英語モジュール科目)
- ・Reading and Writing I (英語モジュール科目)
- ・Reading and Discussion I (英語モジュール科目)
- ・フィールドワーク入門 (フィールドワークモジュール科目)
- ・グローバルキャリアへの扉 (学部モジュール科目)

英語能力試験高得点者向けプログラムでは, 次の (a) 及び (b) により合計 13 単位を認定します。

- (a) TOEFL PBT 500 点以上, TOEFL iBT 61 点以上, TOEIC 730 点以上及び英検準 1 級以

上の学生は、入学年度の4月初旬に、教養教育の入学前既修得単位として、総合英語Ⅰ及び総合英語Ⅱの単位認定を申請しなければなりません。

- (b) 事前指導、ISA及び事後指導を一貫して履修した成果に基づき、次の授業科目の単位を認定します。ただし、既修得単位として認定された授業科目は除きます。

【教養教育科目】(6単位)

英語コミュニケーションⅠ(1単位)

英語コミュニケーションⅡ(1単位)

教養ゼミナール(2単位)

グローバルキャリアへの扉〔学部モジュール科目〕(2単位)

【専門教育科目】(5単位)

英語発音法(1単位)

Reading and WritingⅠ(1単位)

Reading and DiscussionⅠ(1単位)

フィールドワーク入門(2単位)

(注) (b) に掲げる科目は、1年次前期に履修登録が必要です。

(3) 2年次の履修制限

1年次終了時において、TOEFL PBT 500点以上、TOEFL iBT 61点以上、TOEFL ITP 500点以上又はIELTS 5.5以上のスコアに達していない2年次学生は、教養教育科目及び英語モジュール科目を除き、英語で開講される授業科目(一部英語で開講される科目を含む。)を履修することができません。

上記スコアに達するまで、当該学生の指導チーム(教養ゼミナール担当教員、英語授業担当教員及びコーチングフェロー)と相談の上、英語力向上のための履修計画(e-ラーニング学習プログラム、TOEFL夏期集中講座、英語カフェ等を含む。)を立案し、その計画に基づき履修しなければなりません。

(4) 共通基礎モジュール科目の履修方法

共通基礎モジュール科目は、「グローバル社会のしくみ」、「社会を映し出す文化、文化が作り出す社会」、「多言語を学ぶ、多言語で学ぶ」の3つのモジュールのうちから主モジュール及び副モジュールを選択し、主モジュールから12単位、副モジュールから6単位を修得しなければなりません。

オランダ特別コースを除く3つのコースは、3年次の専門モジュールの選択によって最終的に決定しますが、共通基礎モジュールに関しても、コースごとの主モジュールが次ページの表1のとおり決められていますので注意してください。

なお、決定したコースと希望したコースが異なり、次ページの表1を満たさなかった場合は、3年次に不足する単位を修得しなければなりません。また、中期・長期留学により3年次に不足する単位を修得できない場合は、4年次に単位を修得しなければなりません。

(表 1)

コース	主モジュール	
グローバル社会コース	グローバル社会のしくみ	
社会動態コース	社会を映し出す文化，文化が作り出す社会	
共生文化コース	社会を映し出す文化，文化が作り出す社会 多言語を学ぶ，多言語で学ぶ	} のうち いずれか
オランダ特別コース	グローバル社会のしくみ 社会を映し出す文化，文化が作り出す社会 多言語を学ぶ，多言語で学ぶ	

※ 副モジュールは，選択した主モジュール以外を選択すること。

(5) 専門モジュール科目の履修方法

専門モジュール科目は、「グローバル化する世界」、「変容する社会」、「多文化の共生」、「オランダ」の 4 つのモジュールのうちから，主モジュール及び副モジュールを選択し，主モジュールから 20 単位（オランダ特別コースは 18 単位），副モジュールから 10 単位（オランダ特別コースは 12 単位）を修得しなければなりません。

なお，コースごとの主モジュール及び副モジュールが次の表 2 のとおり決められていますので注意してください。

(表 2)

コース	主モジュール	副モジュール
グローバル社会コース	グローバル化する世界	変容する社会 } のうち 多文化の共生 } いずれか
社会動態コース	変容する社会	グローバル化する世界 } のうち 多文化の共生 } いずれか
共生文化コース	多文化の共生	変容する社会 ^(※)
オランダ特別コース	オランダ	グローバル化する世界 } のうち 変容する社会 } いずれか 多文化の共生 }

(※) 共生文化コースの学生は，副モジュール「変容する社会」の科目のうち，次の 3 科目を必ず履修し，単位を修得しなければなりません。

- 異文化理解教育
- 異文化と家族
- 異文化交流論

(6) 履修登録

① 履修科目の登録

履修する科目が決まったら，履修登録期間中に，各自で長崎大学学務情報システム (NU-Web システム) にログインし，履修科目の登録，変更，削除などの履修登録を行ってください。履修登録期間は掲示等でお知らせします。

なお、履修登録期間を過ぎると、NU-Web システムでの履修登録はできませんので注意してください。

※ NU-Web システムは、長崎大学ホームページからアクセスします。

② 履修科目の確認

履修科目の登録後は、NU-Web システムの画面上で、自分が履修しようとしているすべての授業科目が正しく登録されているかを必ず確認してください。確認の結果、不備がある場合は、履修科目の変更や削除が必要となります。

正しく登録されていなかった場合、当該科目の履修者として登録されず、受講できないうえに、単位の認定もされないこととなりますので十分注意してください。履修未登録の授業科目を受講し、試験を受験しても単位は与えられません。

③ 再履修する場合

取得すべき授業科目が不合格となった場合、次学期以降に当該授業科目を再履修し、考査に合格しなければなりません。再履修する場合も履修登録が必要です。

(7) 履修登録上限単位

多文化社会学部における履修科目の登録単位数は、1 学年に教養教育科目及び専門教育科目を合わせて 48 単位までと定められています。

ただし、1 学年に 40 単位以上の履修科目を登録しそのすべての履修科目の単位を修得している場合で、GPA (23 ページ参照) が 3.2 以上であるときは、次年度において、48 単位の上限を超えて、当該年次を標準履修年次とする授業科目を履修することができます。

(8) シラバス

履修する授業科目の授業のねらい、到達目標、授業内容、教科書、成績評価方法を記載した授業計画書(シラバス)を必ず確認の上、履修してください。

シラバスは、NU-Web システムで閲覧できます。

(9) 他学部・他大学等の授業科目履修

多文化社会学部では、長崎大学学則及び多文化社会学部規程に基づき、教育上有益であると認めた場合には、本学の他学部や他大学等で開講される授業科目の履修を認めることがあります。

履修を希望する場合は、事前に事務室へ相談してください。

(10) 主体的学習促進支援システム (LACS : Learning Assessment & Communication System)

長崎大学では、学生の主体的な学びを確立するために、主体的学習促進支援システム (LACS) を導入しています。

LACS には、出席管理システムとの連携による各自の出欠状況の確認、教員からの授業に関する連絡事項の通知、講義資料の閲覧が可能な他、家庭学習時間も記録できる機能を有しています。

多文化社会学部では、LACS を利用した指導も行います。

4. 試験について

(1) 定期試験

定期試験は、学期末に行われる試験のことです。授業時間とは別に試験時間割が発表されますので、その試験時間割に従って受験しなければなりません。試験時間割は試験期間の約2週間前に発表します。

ただし、授業科目によっては、定期試験期間外に定期試験に代わる試験が実施されることもあります。定期試験期間以外の試験及び論文やレポート提出等については、授業中または掲示等によって通知されますので、授業に出席し、かつ掲示をよく確認することが不可欠です。

出席状況不良（欠席が授業を行った時数の3分の1を超えた場合）により、授業担当教員の判断で受験資格が与えられない場合の評価は“失格”となります。また、授業には出席したが試験を受験できなかった場合は“欠席”となります。

定期試験を欠席した者で追受験を希望する場合は、次の(2)の手続きが必要となります。

(2) 追試験

追試験とは、何らかの理由で定期試験を受けられなかった者（欠席者）に対して時期を改めて行われる試験のことです。

次の①～⑤のいずれかの事由により学期末に行われる試験を受けることができなかった者が、定期試験終了後1週間以内に、定期試験を受けることができなかった事実を証明するもの（病気にあっては診断書）を添えて「追試験願」を提出した場合には、追試験（レポート、その他の方法により行うものを含む）を行うことがあります。なお、追試験の実施は、各授業担当教員の判断に任されており、必ず実施されるとは限りません。ただし、本人の不注意（寝過ごし、時間割誤認など）等の自己責任によるものは認められません。

- ① 病気・負傷
- ② 忌引
- ③ 交通機関の遅延・予定外の運休
- ④ 不慮の災害
- ⑤ その他やむを得ない事由と認められるもの

(3) 再試験

再試験は、考査に合格しなかった者に対して再評価のために行われる試験のことです。受験資格（対象者）は、定期試験で不合格（評語D）の者です。ただし、再試験の実施は、授業担当教員の判断に任されており、必ず実施されるとは限りません。

(4) 試験受験上の注意

- ① 試験中は、学生証を机の上に置かなければなりません。学生証を提示しない者は、試験を受けることができません。万が一、学生証を忘れた者は、試験開始前に事務室に申し出て、仮学生証（当日のみ有効）の交付を受ける必要があります。
- ② 試験室に入室する際は、携帯電話をはじめとする通信機器の電源を必ず切り、かばんにしまってから入室してください。

- ③ 筆記用具の他、持ち込み可とされたもののみ机の上に置いてください。
- ④ 遅刻の場合、試験開始後 20 分までは入室を認めます。ただし、時間は延長しません。
- ⑤ 試験開始後 20 分経過したときは、理由のいかんにかかわらず受験を許可しません。
- ⑥ 退出は試験開始 30 分後から認めます。
- ⑦ 不正行為とみなされる態度をとってははいけません。(例えば、他人の答案を見る行為、カンニングペーパーの所持・使用、携帯電話の所持・使用 などは不正行為となります。)
- ⑧ 試験時間中は、監督者の指示に従ってください。従わない場合は退出させることがあります。
- ⑨ 答案用紙には、必ず「学生番号・氏名」を所定の箇所に記入してください。
- ⑩ 答案用紙は、必ず監督者に提出しなければなりません。

(5) 不正行為に関する処置

多文化社会学部の考査(授業計画書(シラバス)の成績評価の方法欄に明記された、随時行う試験、論文、レポート等を含む。)において、不正行為(例えば、試験中のカンニングや携帯電話使用、論文・レポート作成におけるインターネットに掲載された内容のコピー など)を行った場合は、学部長からの訓告及び当該学期の専門教育の全授業科目の単位を無効とする処置がとられます。

5. 成績について

(1) 成績評価基準

専門教育科目の成績評価は 100 点満点とし、AA (90 点以上)、A (89 点～80 点)、B (79 点～70 点)、C (69 点～60 点) 及び D (59 点以下) の評語により表し、AA、A、B 及び C が合格、D は不合格になります。

(2) 単位認定

授業に出席し、かつ、シラバス成績評価の方法欄に明記された方法に基づき評価を行い、合格した場合は、当該科目の単位が認定されます。

(3) 成績通知

履修した授業科目の成績は、NU-Web システムで確認してください。

(4) 入学前既修単位

長崎大学に入学する前に、大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)において修得した単位を有する者は、教育上有益と認める場合に限り、多文化社会学部における授業科目の履修により修得した単位と認めることがあります。

ただし、認定により単位修得済みとなったことによる修業年限の短縮はできません。

上記の単位を受けようとする者は、入学年度の所定の期日までに次の書類を学部長(学務係)に提出してください。また、教養教育科目に係る認定申請については、教養教育事務室で手続きしてください。

- ① 既修得単位認定申請書

- ② 成績証明書又は学修の成果を証明する書類
- ③ 授業科目の内容を記載した書類（シラバス、授業内容一覧等）

なお、履修科目の登録に当たっては、当初は認定がないものとして所定の履修手続きを行い、申請した授業科目の単位の認定がなされた場合は、速やかに当該授業科目の履修登録の取り消しを行ってください。

(5) GPA

多文化社会学部では、次の計算式により「GPA（グレート・ポイント・アベレージ：成績平均値）」を算出し、授業料免除者選考に係る学業成績基準、履修登録上限単位の解除、中期・長期の留学要件等で利用します。

$$\text{GPA} = \frac{(\text{評価AAの単位数} \times 4) + (\text{評価Aの単位数} \times 3) + (\text{評価Bの単位数} \times 2) + (\text{評価Cの単位数} \times 1)}{\text{総修得単位数}}$$

6. 修学指導について

多文化社会学部では、「Transition Program」（16 ページ参照）の実施にあたり、教養ゼミナール担当教員、英語担当教員（外国人教員を含む。）及びコーチングフェローの3名1チームとなる指導チームを編成します。この指導チームは、1チーム当たり10名程度の学生に対し、英語力の徹底強化のためのきめ細やかな指導を行います。

また、多文化社会学部の教育は、アクティブ・ラーニング（教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学生の能動的な学修への参加を取り入れた学習方法）を導入するため、学生自身の主体的で旺盛な自学自習が不可欠です。そのために、コーチングフェローが、学生の自学自習を励まし、履修や留学の相談にきめ細かに対応できる体制を整備していますので、気軽に相談してください。

さらに、教員と学生の交流の場として、多文化社会学部2号館（総合教育研究棟）1階に設置している「多文化ラウンジ」には、コーチングフェローが常駐しますので、授業外においても、教員と学生、或いは学生間のコミュニケーション力を向上することもできるような環境を整えています。

7. 留学について

多文化社会学部では、短期留学及び中期・長期留学を実施します。実施にあたっては、随時、オリエンテーション等を開催し、留学先の情報、留学中の注意事項等の説明を行います。

(1) 短期留学

短期留学は、主として1年次の学生全員を対象としています。英語をはじめとする外国語能力の向上と異文化交流への関心を高めることを目的として数週間程度、海外大学との提携に基づくスプリングプログラム、サマープログラム、ウィンタープログラム等の海外大学との提携プログラム（海外短期留学語学研修プログラム）に参加します。

短期留学は、長崎大学の教養教育科目の一部である外国語科目として単位認定されます。平成27年度の短期留学先は未定ですが、平成26年度の短期留学先は次のとおりでした。

(9月実施)

〔アメリカ〕 カリフォルニア州立大学モンテレイベイ校

〔カナダ〕 ウィニペグ大学 ・ カルガリー大学 ・ マニトバ大学

(3月実施)

〔オーストラリア〕 クイーンズランド工科大学 ・ サザンクロス大学

(2) 中期・長期留学

多文化社会学部では、中期・長期留学として、「グローバル社会コース」及び「オランダ特別コース」を選択した学生に半年から1年間の留学を原則として義務付けます。また、他のコースを選択した学生にも、中期・長期留学を推奨します。中期・長期留学は、学部で学んだ専門知識を海外において更に展開し、短期留学では得難い自立した生活者としての体験を通して自己認識を深めることを目的としています。

中期・長期留学は全て、大学間の学術交流協定に基づく交換留学として実施され、学生は本学に学費を納入し、在学したまま留学することになります。なお、主な留学先は、次のとおりです。

アメリカ合衆国	ウエスタンイリノイ大学
	ノーザン州立大学
	ベネディクティン大学
	ノースダコタ州立大学
	アーカンソー工科大学
	ディキンソン州立大学
	カリフォルニア州立大学モンテレイベイ校
オーストラリア	サザンクロス大学
	サンシャインコースト大学
	ビクトリア大学
	クイーンズランド工科大学
カナダ	ニューファンドランドメモリアル大学
	ウィニペグ大学
	カルガリー大学
イギリス	オックスフォード・ブルックス大学
ドイツ	マンハイム大学
オランダ王国	ライデン大学
大韓民国	東国大学校
	亜洲大学校
	延世大学校（原州キャンパス）
タイ王国	カセサート大学
ブルネイ・ダルサラーム国	ブルネイ・ダルサラーム大学
インドネシア共和国	シアー・クアラ大学
カンボジア王国	カンボジア・パンナサストラ大学

中期・長期留学をするためには、次ページの出願資格を満たす必要があります。

ただし、留学する国によっては、ビザ取得時にいくつかの要件が課される場合がありますので、詳細については説明会等でお知らせします。

帰国後に、留学先における取得単位に関して、留学先の大学及び本学部のシラバスの内容・レベルに基づいて、科目ごとに単位認定を行います。

【出願資格】

留学を希望する派遣先大学が定める出願時期において、次の①～⑥の条件をすべて満たす者

- ① 長崎大学多文化社会学部 2 年次以上に在籍していること。
- ② 原則として、本学が実施する海外短期留学語学研修プログラムを修了していること。
- ③ 「別表 中長期留学出願に必要な修得単位数」に定める修得単位数を満たしていること。
- ④ GPA が 2.8 以上であること
- ⑤ 本学部が定める以下の英語力要件のいずれかを満たしていること。
 - ・ TOEFL PBT (ITP) 550 点以上
 - ・ TOEFL iBT 79 点以上
 - ・ IELTS 6.0 以上
- ⑥ 希望する派遣先大学が定める語学及び学業成績要件を満たすこと。

別表 中長期留学出願に必要な修得単位数

留学開始時期	必須修得単位数	備考
2 年次後期	教養教育科目と専門教育科目を合わせて 40 単位以上 (単位認定された科目を含む。) 修得していること	2 年次前期の成績が確定していない場合は、以下の計算式により算出する。 1 年次後期までに修得した単位数 + (1 年次後期までの履修登録単位数) ÷ 1 年次後期までの履修登録単位数
3 年次前期	教養教育科目と専門教育科目を合わせて 60 単位以上 (単位認定された科目を含む。) 修得していること	2 年次後期の成績が確定していない場合は、以下の計算式により算出する。 2 年次前期までに修得した単位数 + (2 年次前期までの履修登録単位数) ÷ 2 年次前期までの履修登録単位数
3 年次後期	教養教育科目と専門教育科目を合わせて 80 単位以上 (単位認定された科目を含む。) 修得していること	3 年次前期の成績が確定していない場合は、以下の計算式により算出する。 2 年次後期までに修得した単位数 + (2 年次後期までの履修登録単位数) ÷ 2 年次後期までの履修登録単位数
4 年次前期	教養教育科目と専門教育科目を合わせて 100 単位以上 (単位認定された科目を含む。) 修得していること	3 年次後期の成績が確定していない場合は、以下の計算式により算出する。 3 年次前期までに修得した単位数 + (3 年次前期までの履修登録単位数) ÷ 3 年次前期までの履修登録単位数

(3) 留学時の経済支援

長崎大学では、留学に係る費用の一部を支援することを目的とした「海外留学奨学金支援制度」を設けています。この奨学金は、月額 6～10 万円 (地域・都市により異なる。) で、給

付の上限は、原則3ヶ月分（学長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。）となっています。なお、奨学金の受給にあたっては、別に定める受給資格を満たさなければなりません。受給資格の詳細については、別途通知します。

上記の奨学金に加え、多文化社会学部では、短期留学を修了した学生に対し、在学中1回に限り、5万円を支給します。

8. 進級要件について

多文化社会学部では、3年次及び4年次に進級するための進級要件を次のとおり設定しています。なお、中期・長期留学が年度をまたがる場合の進級要件については、別途通知します。

➤ 3年次への進級要件

2年次末までに、次の全ての要件を満たさなければならない。

- ① 標準履修年次が1年（ナンバリングシステムの水準コードが1）の授業科目を30単位以上（単位認定された科目の単位を含む。）修得していること。
- ② 標準履修年次が2年（ナンバリングシステムの水準コードが2）の授業科目を30単位以上（単位認定された科目の単位を含む。）修得していること。

➤ 4年次への進級要件

3年次末までに、次の全ての要件を満たさなければならない。

- ① 教養教育科目と専門教育科目を合わせて100単位以上（単位認定された科目の単位を含む。）修得していること。
- ② 基礎演習（A及びB）の単位を全て修得していること。
- ③ 専門演習（I-A、I-B、II-A及びII-B）の単位を全て修得していること。

9. TOEFL等の受験について

英語力の伸長度を測るため、各学年でTOEFL ITPを受験します。

また、中期・長期留学に参加する者は、所定の期日までにTOEFL iBT又はIELTSのいずれかを受験しなければなりません。

TOEFL受験料の負担に関しては、別途、掲示等によりお知らせします。

10. 卒業について

多文化社会学部に4年以上在学し、6ページの最低修得単位数以上を修得した者（更に、グローバル社会コース及びオランダ特別コースにあつては、中期・長期留学を含む。）に対しては、教授会の議を経て、学長が卒業を認定します。卒業が認定された者には、学士（多文化社会学）の学位が授与されます。

11. 教育職員免許状（高等学校教諭一種免許状（英語））の取得について

共生文化コースの学生に限り、次ページに掲げる全ての授業科目の単位を修得した場合、卒業時

に教育職員免許状（高等学校教諭一種免許状（英語））が取得できます。ただし、卒業に必要な単位以外に多数の単位修得が必要であり、4年次前期に出身高校等において数週間の教育実習を行う必要があること等、教育職員免許状取得のためには、綿密な履修計画と相当の努力が求められます。

なお、教育職員免許状取得に関しては、随時、掲示やオリエンテーションにて説明します。

教育職員免許状取得に必要な科目

教育職員免許法施行規則に定める科目区分		授業科目名	単位数	科目区分等
教科に関する科目	英語学	英語発音法	1	英語モジュール科目
		英語の仕組みと意味Ⅰ	1	英語モジュール科目
		英語の仕組みと意味Ⅱ	1	英語モジュール科目
		現代言語理論	2	専門モジュール科目
		応用言語学	2	自由選択科目
		第二言語習得論	2	自由選択科目
		コーパス言語学	2	専門モジュール科目
		英語音声のしくみと働き	2	自由選択科目
	英米文学	英米文学概論	2	自由選択科目
		イギリス小説論	2	自由選択科目
	英語コミュニケーション	Reading and WritingⅠ	1	英語モジュール科目
		Reading and WritingⅡ	1	英語モジュール科目
		Academic WritingⅠ	1	英語モジュール科目
		Academic WritingⅡ	1	英語モジュール科目
		Reading and DiscussionⅠ	1	英語モジュール科目
		Reading and DiscussionⅡ	1	英語モジュール科目
		Debate	1	英語モジュール科目
		Advanced EnglishⅠ	1	教養教育／英語
		Advanced EnglishⅡ	1	教養教育／英語
	異文化理解	異文化間コミュニケーション	2	専門モジュール科目
英語からたどる文化		2	共通基礎モジュール科目	
異文化理解研究Ⅰ		2	教育学部開講科目	
異文化理解研究Ⅱ		2	教育学部開講科目	
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	教職論	2	自由科目
	教育の基礎理論に関する科目	教育原理	2	教養教育／全学モジュールⅠ
		教育心理	2	教養教育／全学モジュールⅠ
		教育行政・制度論	2	教養教育／全学モジュールⅠ
	教育課程及び指導法に関する科目	英語科教育法Ⅰ	2	自由科目
		英語科教育法Ⅱ	2	自由科目
		特別活動論	2	教養教育／自由選択科目
		教育方法・技術論	2	教養教育／自由選択科目
	生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目	生徒・進路指導論	2	教養教育／自由選択科目
		教育相談	2	教養教育／全学モジュールⅡ
教育実習	教育実習（事前・事後指導を含む。）	3	自由科目	
教職実践演習	教職実践演習	2	自由科目	
第66条の6に定める科目	日本国憲法	日本国憲法	2	教養教育／自由選択科目
	体育	健康科学	1	教養教育／健康・スポーツ科学科目
		スポーツ演習	1	教養教育／健康・スポーツ科学科目
	外国語コミュニケーション	英語コミュニケーションⅠ	1	教養教育／英語
		英語コミュニケーションⅡ	1	教養教育／英語
情報機器の操作	情報基礎	2	教養教育／情報科学科目	
合計単位数			67	

12. 日本語教員資格について

(1) 概要

海外で日本語を学ぶ人は年々増加しており、国際交流基金の2012年度の調査によると、日本語教育は世界の136の国と地域で実施され、学習者の数は約399万人にも上ります。また、在住外国人の増加等で多言語化・多文化化の進む日本国内においても、高等教育機関や日本語学校で日本語を学ぶ人たちに加え、初等・中等教育機関で日本語を学ぶ児童・生徒も増え続けています。このような国内外における日本語教育の需要の高まりを受け、現在、英語や中国語など他の言語を用いて日本語を教えることのできる有能な日本語教員が広く求められています。

そのため、多文化社会学部では、文化庁の報告書『日本語教育のための教員養成について』（平成12年3月）に基づき、日本語教員養成プログラムを編成しました。

本プログラムを修了するためには「社会・文化・地域」、「言語と社会」、「言語と心理」、「言語と教育」、「言語」の5つの区分から、必修科目・選択科目をあわせて30単位以上を取得する必要があります。

なお、日本語教員の免許資格については、法令等の規定はないため、所定の単位を取得した人に対して、本学部が「日本語教員基礎資格」の認定を行い、卒業式当日に日本語教員養成プログラムの修了証を交付します。

(2) 日本語教員基礎資格の科目と履修登録

① 履修すべき科目と単位

多文化社会学部では、日本語教員基礎資格科目として次ページの表のとおり定めています。必修科目を含め各区分の最低修得単位数を満たした上で、必修科目・選択科目を合わせて30単位以上取得する必要があります。なお、「言語と教育」の中の「日本語教育学概論」、「日本語指導法」、「日本語教育実習」については、卒業のための最低修得単位数には含まれません。

② 資格登録

日本語教員基礎資格の取得希望者は、2年次後期の履修登録時に資格登録を必ず行ってください。

③ 日本語教員基礎資格の認定と修了証の交付について

次ページの表の最低修得単位数を満たした者には、日本語教員基礎資格を認定し、卒業式当日に日本語教員養成プログラムの修了証を交付します。

区分	授業科目名	講義区分	標準履修年次	単位	最低修得単位数
社会・文化・地域	日本語からたどる文化	共通基礎 ・ 多言語	2	2	4
	文化は社会の鏡なのか	共通基礎 ・ 社会	2	2	
	越境する文化	共通基礎 ・ 社会	2	2	
	日本の中の世界, 世界の中の日本	共通基礎 ・ 社会	2	2	
	多文化のなかのルール	共通基礎 ・ グローバル社会	2	2	
	多文化社会のガバナンス	共通基礎 ・ グローバル社会	2	2	
	文化のなかのエコノミー	共通基礎 ・ グローバル社会	2	2	
	日本思想史	専門 ・ 多文化	4	2	
	地域文化論	専門 ・ 多文化	3	2	
	国際機構論	専門 ・ グローバル化	3	2	
	国際政治学	専門 ・ グローバル化	3	2	
言語と社会	英語からたどる文化	共通基礎 ・ 多言語	2	2	4
	中国語からたどる文化	共通基礎 ・ 多言語	2	2	
	アジア諸言語からたどる文化	共通基礎 ・ 多言語	2	2	
	ヨーロッパ諸言語からたどる文化	共通基礎 ・ 多言語	2	2	
	アフリカ諸言語からたどる文化	共通基礎 ・ 多言語	2	2	
	グローバル社会学	専門 ・ 変容	3	2	
	グローバル文化交流史	専門 ・ 変容	4	2	
言語と心理	他者と生きる技法	共通基礎 ・ 社会	2	2	4
	トランスナショナリティ論	専門 ・ 変容	3	2	
	◎ 第二言語習得論	自由選択科目	3	2	
言語と教育	異文化理解教育	専門 ・ 変容	3	2	6
	情報基礎	教養教育科目	1	2	
	◎ 日本語教育学概論	自由科目	2	2	
	◎ 日本語指導法	自由科目	3	2	
	◎ 日本語教育実習	自由科目	3	2	
言語	現代言語理論	専門 ・ 多文化	3	2	8
	◎ 異文化間コミュニケーション	専門 ・ 多文化	3	2	
	対照言語学	専門 ・ 多文化	3	2	
	◎ 日本語学	専門 ・ 多文化	3	2	
	コーパス言語学	専門 ・ 多文化	3	2	
	応用言語学	自由選択科目	2	2	

※ 授業科目欄の◎は、必修科目を表す。

※ 講義区分欄は、次ページのとおり略称で表している。

共通基礎	: 共通基礎モジュール科目
専門	: 専門モジュール科目
グローバル社会	: 「グローバル社会のしくみ」モジュール
社会	: 「社会を映し出す文化, 文化が作り出す社会」モジュール
多言語	: 「多言語を学ぶ, 多言語で学ぶ」モジュール
グローバル化	: 「グローバル化する世界」モジュール
変容	: 「変容する社会」モジュール
多文化	: 「多文化の共生」モジュール

13. 多文化社会学部が使用する建物について

多文化社会学部は、学内の施設を有効的に活用するため、専用の建物がありません。

91 ページの配置図のとおり、多文化社会学部 1 号館、2 号館（総合教育研究棟）、3 号館（総合体育館横の共用校舎 2）及びグローバル教育・学生支援棟に、講義室、演習室、教員研究室が配置されています。

14. 学生生活について

(1) 学生証

学生証は、皆さんが長崎大学の学生であることを証明するものです。授業の出欠管理、試験（考査）、図書館、証明書の交付等、様々な所で学生証が必要となりますので、常に携帯してください。

学生証の更新、記載内容の変更、紛失及び汚損等は学生支援センターで再交付の手続きを行ってください。

なお、卒業・退学等で学生の身分がなくなる場合は直ちに事務室へ返却してください。

(2) 掲示

授業や定期試験等の教務事項、授業料免除・奨学生の募集及び選考結果、課外活動等の学生生活事項及び呼び出し等の通知・連絡は、すべて掲示により通知されますので、1 日に 1 度は必ず掲示板を見るように心掛けてください。掲示を見なかったために重大な結果になっても、大学では一切責任を負いません。（掲示板の設置場所は 98 ページを参照）

(3) 住所変更等

住所変更、改姓、転籍又は保証人の住所変更等に関して、入学時に提出した書類に変更があった場合は、その都度、事務室に届けて出てください。

(4) 休学・退学・復学

諸般の事情により、休学又は退学する場合は、指導教員に相談の上、事務室で手続きを行ってください。

➤ 休学

引き続き 2 ヶ月以上修学を中止しようとするときは、休学の手続きが必要です。

休学は、引き続き1年を超えることはできませんが、特別な理由がある場合は、更に1年以内の休学が許可されることがあります。また、休学期間は、通算して4年を超えることができません。なお、休学期間は、在学期間に算入されません。

➤ **復学**

休学期間が満了したとき又は休学期間中にその理由がなくなったときは、復学の手続きが必要です。

➤ **退学**

退学するときは、退学の手続きが必要です。

(5) **各種証明書**

各種証明書が必要な場合は、必要な日の前日までに事務室へ申し込んでください。原則として、申し込んだ日の翌日（土・日・祝日を除く。）の午後以降に発行・交付します。

ただし、特殊な証明書（英文証明書等）は、発行までに日数を要する場合がありますので、事前に事務室で確認してください。

なお、受け取りの際は、学生証が必要です。

① **通学証明書**

通学にJR、路面電車及びバス等を利用する場合は、定期券購入の際に通学証明書が必要です。申し込む際は、事務室で「通学証明書発行台帳」に必要事項を記入してください。

なお、通学定期等の利用区間は、自宅と大学のそれぞれ最寄りの駅・バス停・電停となります。

② **成績証明書**

事務室で「証明書発行願」に必要事項を記入し、申し込んでください。

③ **在学証明書、卒業見込証明書、健康診断書及び学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）**

上記の証明書が必要な場合は、「証明書自動発行機」で発行できます。操作は、発行機の音声・画面の指示に従ってください。

（ ）内は、土曜日の利用時間です。ただし、日曜・祝日及び休日は停止します。各キャンパスのどの自動発行機でも入手できます。

文教キャンパス	学生会館（1階）	8:45～19:00（9:00～17:00）
片淵キャンパス	経済学部	8:30～21:00
坂本キャンパス	医学部・保健学科	8:30～18:00（8:30～17:00）
	歯学部	8:30～18:00（8:30～17:00）

※ **学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）**

帰省・実習・課外活動などで旅行する場合に利用できるもので、JRでは片道101km以上利用する場合の普通運賃が2割引になります。その他の交通機関でも割引がある場合があります。学割証を利用する際は、必ず学生証を携帯してください。

(6) 施設の利用

学生又は学生団体が多文化社会学部所管の施設を利用する場合は、学内集会願、学内施設借用願を事務室に提出し、承認及び使用許可を受けなければなりません。

なお、使用許可を受けた者は、その集会のために生じた施設の事故についての一切の責任を負うこととなります。

(7) 団体設立

クラブ活動等のために団体を設立するときは、顧問教員を定めて、団体設立願、規約及び団体員名簿を添付し学生センター（課外支援コーナー）に届け出て、学長の承認を受けなければなりません。

また、団体を継続する場合は、毎年5月20日までに継続願を提出しなければなりません。継続願を提出しない団体は、解散したものとみなされます。

なお、団体の届け出事項に変更が生じた時は、速やかに届け出てください。

※ 学生支援センター（課外支援コーナー） 電話：(095) 819-2071

(8) 学生教育研究災害傷害保険

この保険は、文部科学省が大学に学ぶ学生の被る種々の教育研究活動中の災害に対する被害救済の措置を目的とした全国的な災害補償制度です。

長崎大学では、学生の皆さんが安心して教育研究活動に携わることができ、充実した学生生活を送れるよう、全員が加入することを原則としています。

※ 学生支援センター（生活支援コーナー） 電話：(095) 819-2103

(9) 学内交通規制

① 自動車通学について

原則として、自動車による通学は認めていません。ただし、次に該当する者が申請した場合は、自動車による通学を認められることがあります。

a) 病気又は身体に障害がある等、特別の事情があるもの。

b) 次の（イ）～（ハ）のすべてに該当する者

（イ）公共交通機関による通学が困難な者で、通学区間の片道の距離が30kmを超える者。

（ロ）自動車の保管場所を現住所または現住所から500m以内に有している者。

（ハ）卒業研究に着手している4年生及び大学院生

② バイク通学について

バイク通学者は、必ず西門、東門及び南門（情報メディア基盤センター横）のバイク駐車場を利用してください。大学周辺の路上駐車は厳禁です。

③ 自転車通学について

自転車通学者は、指定された場所に駐輪してください。

④ 臨時入構許可証について

研究用物品の搬入・搬出等、臨時的に自動車による入構が必要になった場合は、臨時入構許可証を貸与しますので、事務室に申し込んでください。

(10) 保健管理

皆さんの健康管理は、保健・医療推進センターが行っています。診療の他に身体的な悩み及びメンタルヘルス（精神的な悩み）の相談、婦人科相談、歯科相談に応じています。

なお、毎年1回（春）に定期健康診断が保健・医療推進センターで実施されるので必ず受診してください。毎年受診していないと、4年次生になって就職試験等で健康診断書が必要になっても発行することができません。

また、実習中及び課外活動中に負傷した場合は、保健・医療推進センターを通じて大学病院又は指定の病院で治療を受けることができます。

(11) 海外渡航等

海外へ旅行や留学をする場合は、事務室に事前の届け出（海外渡航届・留学許可願）が必要です。

また、留学生が一時帰国する場合は、必ず一時帰国届を、再入国後は再入国届を国際教育リエゾン機構事務室へ提出してください。

(12) 諸手続一覧

事 項	手 続 方 法
成績証明書 通学証明書 卒業証明書 その他の証明書	左記証明書が必要な場合は、必要な日の前日までに証明書発行願を提出してください。 発行は、申し込んだ日の翌日の午後からです。（土、日、祝日は除く。）ただし、特殊な証明書については、発行までに時間を要することがあります。
休学願	引き続き2ヶ月以上修学を中止しようとするときは、指導教員に相談の上、休学願を提出してください。併せて、理由書も提出してください。病気の場合は医師の診断書が必要です。
復学願	休学期間満了又は休学期間中にその理由がなくなったときは、復学願を提出してください。なお、病気で休学していた場合は、医師の診断書も添付してください。
退学願	退学するときは、指導教員と相談の上、退学願を提出してください。なお、病気の場合、医師の診断書も添付してください。
欠席届	授業を欠席した場合は、1週間以内に欠席届を提出してください。併せて、病気の場合は医師の診断書、その他の場合は、証明書（理由書）も添付してください。
追試験願	忌引等により、学期末に行われる試験を受けることができなかった場合は、定期試験終了後1週間以内に追試験願を提出してください。併せて、定期試験を受けることができなかった事実を証明するもの（病気にあつては診断書）も提出してください。

学生住所届	住所変更，携帯電話番号等に変更があった場合は，その都度，変更の手続きを行ってください。
保証人（住所）変更届	保証人又は保証人の住所に変更があった場合は，変更届を提出してください。
改姓願 転籍願	改姓，転籍の事実が発生した場合は，手続きを行ってください。
施設使用願	多文化社会学部の施設を使用したい場合は，使用日の1週間前までに施設使用願を提出してください。
海外渡航届 帰国届	留学，語学研修，旅行等で海外へ渡航する場合は，渡航日の1週間前までに海外渡航届を提出してください。また，帰国後は帰国届を提出してください。
一時帰国届 再入国届	留学生が一時帰国する場合は，一時帰国届を提出してください。再入国後は，再入国届を提出してください。
留学願	学則第24条の規定により留学する場合は，所定の期日までに申し出，留学願を提出してください。

15. 授業料（免除を含む）について

(1) 授業料

授業料は，年額 535,800 円（半期 267,900 円）です。

なお，在学中に授業料の改定が行われた場合は，改定後の授業料が適用されます。

① 授業料の「預金口座振替」について

長崎大学の授業料納付は，金融機関（銀行・郵便局）の口座振替（引落し）を採用しています。口座振替の時期は次のとおりです。

- ・前期分 4月27日（口座振替の手続上，振替金融機関によっては4月27日に口座振替できない場合，5月27日に口座振替（引落し）を行います。）
- ・後期分 10月27日

② 授業料未納による除籍について

保証人への督促（2回）にも関わらず，授業料未納者が納付に応じない場合，除籍処分（長崎大学学則第28条第5号適用）となります。

(2) 授業料免除

長崎大学では，授業料免除（全額・半額）の制度があり，次のいずれかに該当する場合は，授業料を免除することがあります。なお，申請は，学期ごとに行います。

手続方法については，学生支援センターの掲示板等でお知らせしますので，免除希望者は，提出期限までに必要書類を添えて申請してください。

- ① 経済的理由により納付が困難であり，かつ，学業優秀^(*)と認められる者
- ② 授業料の納付前6月以内（新入学生の場合は入学前1年以内）に，本人の学資を主として負担している者（保護者等）が死亡し，又は本人若しくは本人の学資を主として負担し

ている者が風水害等の災害を受けたことにより、納付が著しく困難であると認められる者（ただし、これらの理由の発生が当該期の授業料の納付期限以前であり、かつ、授業料を納付していない場合は当該期の授業料を免除することがあります。）

※ 詳細は、学生支援センター（経済支援コーナー）へ相談してください。

電話：(095) 819-2105

(*) 多文化社会学部における学業成績基準

◆ 第1年次

(1) 一般入試、AO入試、推薦入試及び社会人入試により入学した者

i) 高等学校長若しくは中等教育学校長が作成した調査書に記載の全体の評定平均値が3.5以上の者又は入学試験の成績が本人の所属する学部において上位2分の1以上の者

ii) 前号の規定にかかわらず、母子家庭、生活保護世帯等経済的困窮度が著しく高く特別の事情がある者については、特例として前号の基準を緩和し、免除の対象とすることができるものとする。この場合において、緩和する程度は、高等学校長又は中等教育学校長が作成した調査書に記載の全体の評定平均値が3.2以上の者とする。

(2) 帰国子女入試により入学した者

本人の所属する学部における入学試験等の成績により学部長が学業優秀であると認めた者

(3) 外国人留学生入試により入学した者

入学試験時に提出した独立行政法人日本学生支援機構が実施する日本留学試験の総得点が試験の平均点以上である者

◆ 第2年次

第1年次末までに標準修得単位数(30単位（単位認定された科目の単位を含む。))を修得し、かつ、教養教育科目及び専門教育科目のGPAの順位が上位2分の1以上の者。ただし、同点者が複数の場合は、該当者全員を含むものとする。

◆ 第3年次

第2年次末までに標準修得単位数(60単位（単位認定された科目の単位を含む。))を修得し、かつ、教養教育科目及び専門教育科目のGPAの順位が上位2分の1以上の者。ただし、同点者が複数の場合は、該当者全員を含むものとする。

◆ 第4年次

第3年次末までに標準修得単位数(100単位（単位認定された科目の単位を含む。))を修得し、かつ、教養教育科目及び専門教育科目のGPAの順位が上位2分の1以上の者。ただし、同点者が複数の場合は、該当者全員を含むものとする。

◆ GPAの算出方法

GPAの算出方法は、次のとおりとする。ただし、総修得単位数には、単位認定された科目の単位は含まない。なお、GPAは小数点以下第2位を四捨五入する。

$$\text{GPA} = \frac{(\text{AAの単位数} \times 4) + (\text{Aの単位数} \times 3) + (\text{Bの単位数} \times 2) + (\text{Cの単位数} \times 1)}{\text{総修得単位数}}$$

※ 中期・長期留学中に進級した場合の学業成績基準は、別途通知します。

16. 奨学金制度について

日本学生支援機構奨学金の貸与を希望する者は、学生支援センター（経済支援コーナー）へ申し出てください。なお、募集期間等は、学生支援センターの掲示板で周知しますので、掲示には注意してください。

地方公共団体等及び民間の奨学金制度については、各自が直接、当該団体や教育委員会等へ問い合わせ、早めに募集要項や申請書類を取り寄せ、準備しておく必要があります。

なお、大学を通じて募集するものについては、学生支援センターの掲示板に掲示します。

17. 就職支援について

長崎大学では、就職活動に必要な最新情報や資料をいち早く収集し、学生の皆さんへ提供するとともに、就職活動を開始する上での心配事や不安に対処するため、「就職支援・キャリア情報コーナー」を学生会館1階に設置しています。

また、多文化社会学部においても、今後、就職支援体制を整備します。

18. 教員一覧

教員氏名	専門分野	主担当科目	主な研究内容
稲田 俊明 (INADA, Toshiaki)	言語学, 英語学, 言語獲得	現代言語理論	言語共通の法則と言語固有の特性や多様性について、英語や日本語の事例を中心に研究しています。関連して、子供の言語獲得のモデルを研究しています。
源島 福己 (GENJIMA, Fukumi)	インターンシップ・留学・企業経営とグローバル人材育成	キャリア形成論	海外留学やインターンシップがグローバル人材育成や社会人基礎力に及ぼす影響を研究しています。今は非英語圏における日系企業の人材育成が主な研究テーマです。
佐久間 正 (SAKUMA, Tadashi)	日本思想史	日本思想史	徳川日本を中心に日本思想史の研究を進めてきたが、近年は環境思想史の構築を目指すとともに、琉球王国の思想を研究しています。
首藤 明和 (SHUTO, Toshikazu)	社会学, 現代アジア社会論	現代アジア社会論	家族・コミュニティ・市民社会・民族・国家や、越境を伴う移動とネットワークに着目し、アジアの社会と文化の分析を通して共生社会のあり方を模索しています。
西原 俊明 (NISHIHARA, Toshiaki)	英語学, 言語学, 応用言語学	コーパス言語学	英語を中心に、言語に見られる普遍性・個別性について、コーパス等を用いて分析しています。
葉柳 和則 (HAYANAGI, Kazunori)	文化社会学, ナラティブ研究, 地域研究 (スイス・長崎)	文化表象論	主テーマとして多言語国家スイスのナショナル・アイデンティティ, 副テーマとして近現代長崎の都市イメージを取り上げ、表象の政治という視点から研究しています。
広瀬 訓 (HIROSE, Satoshi)	国際機構論, 軍縮・安全保障論	国際機構論	核軍縮交渉のプロセス, 特に核不拡散条約 (NPT) を中心とした多国間交渉における, 人権の確保を保証するための法的枠組みの可能性を研究しています。
門司 和彦 (MOJI, Kazuhiko)	人類生態学, エコヘルス研究	グローバル人口論	環境と健康の関連を一体として捉えるエコヘルスの視点にたつて, 集団の健康と生存についての人類生態学的研究をアジアやアフリカの調査地で研究しています。
楊 晓安 (YANG, Xiaoran)	応用言語学, 実験音声学	対照言語学	実験音声学の手法を用いて, 音声分析ソフトによる音声分析を通して, 中日両言語の音声構造と文法・語義の関係について研究しています。
連 清吉 (REN, Seikichi)	中国思想, 日本漢学	中国思想史	中国古代思想, とりわけ儒家と道家思想の在り方及びその現代的意義と, 日本近代における中国学の受容・変容を研究しています。
王 維 (WANG, Wei)	文化人類学, 民族音楽学, 観光人類学	異文化交流論	長崎をはじめ, 世界各地におけるチャイナタウン及び華人系社会・文化及び上位社会との交流史, 音楽受容史, 異文化観光について研究しています。
池田 幸恵 (IKEDA, Yukie)	日本語学, 日本語史	日本語学	語彙や文字, 文体などを中心とした日本語の史的研究や, コンピューターを用いた日本語の解析等の研究を行っています。

教員氏名	専門分野	主担当科目	主な研究内容
近江 美保 (OMI, Miho)	国際法, 国際人権法, フェミニズム国際法学	国際人権論	女性差別撤廃条約をはじめとする国際的な人権保障システムや, 人権及びジェンダーと国際経済法の関係について研究しています。
カトローニ ピノ (CUTRONE, Pino)	異文化語用論, 応用言語学/TESOL, 社会言語学, 談話分析	異文化間コミュニケーション	日本における EFL (外国語としての英語) の教授法の研究。対話 (会話) を重点的に取り扱いながら, ①異文化間の語用論, ②言語使用に関する社会言語学から見た影響, ③動機づけ, ④第二言語習得上の問題点, ⑤言語学習上の異なるアプローチ, 種々の教授法の研究を中心に行っています。
木村 直樹 (KIMURA, Naoki)	日本近世政治, 対外関係史	日蘭交流史	日本近世政治・外交史 (対外関係史) について, 長崎を起点に研究しています。島原の乱や, 九州発近世屈指の大飢饉である寛永飢饉についても研究を行っています。
グラジディアン マリア (GRAJDIAN, Maria M.)	文化人類学, 音楽学, 日本学, カルチャー・スターディズ, ビジュアル・スターディズ, ジェンダー・スターディズ	メディア文化論	現代日本の大衆文化・音楽に焦点を当て, ポスト近代社会に潜む「危険性」を探求しています。宝塚歌劇, アニメ, 村上春樹を主たる対象にしていますが, 加えて, (前)近代日本における百科事典とおみくじの分析も行っています。
小松 悟 (KOMATSU, Satoru)	開発経済学, 環境経済学	国際開発論	アジアの途上国を対象として, 国の経済開発と環境改善を両立させながら, 持続可能な発展させるためにはどのような政策が望ましいのか, 現地の人々は一体どのような発展を望んでいるのかを, 分析しています。
コンペル ラドミール (COMPEL, Radomir)	政治学	比較政治	各国の政治について, 体制, 組織, 政策, 住民との関係および歴史的な背景を踏まえ, 共通点及び相違点を研究しています。
才津 祐美子 (SAITSU, Yumiko)	民俗学, 文化人類学	文化資源論	近現代の日本における地域文化の表象・継承・活用のあり方について, 文化遺産保全の事例をもとに研究しています。
賽漢卓娜 (SAIHANJUNA)	社会学, 移動研究, ジェンダー研究, 家族社会学	異文化と家族	国境を跨る女性の結婚移動現象について, ジェンダーと文化の視点を取り入れ, 移動プロセスにおける女性と国家, 社会, コミュニティ, 家族との相互関係を質的研究で分析します。
鈴木 英明 (SUZUKI, Hideaki)	歴史学, 世界史, インド洋海域史	グローバル文化交流史	グローバル化する世界に生きる私たちがどのような世界史像を持てばよいのかをインド洋海域世界を主たる事例にして研究しています。
滝澤 克彦 (TAKIZAWA, Katsuhiko)	宗教学, モンゴル研究	宗教文化論	社会と宗教の動的関係について研究しています。具体的な研究対象は, 現代モンゴル国のキリスト教流行現象, 震災後の祭礼復興など。

教員氏名	専門分野	主担当科目	主な研究内容
野上 建紀 (NOGAMI, Takenori)	考古学	アジア海域交流史	陶磁器を生産した窯、運んでいた船、消費していた都市の遺跡を調べて、「陶磁の道」ともよばれる「海のシルクロード」の研究をしています。
波佐間 逸博 (HAZAMA, Itsuhiro)	文化人類学, アフリカ地域研究	地域生態論	アフリカの牧畜社会でフィールドワークを行い、暴力紛争や民族的病いの問題、他者や動物との共生とコミュニケーションについてサバンナの生活者自身の目線から研究しています。
正本 忍 (MASAMOTO, Shinobu)	フランス近世社会史, 法制史	社会史	近世フランスの統治構造および社会構造の研究を、フランス北西部ノルマンディー地方を主なフィールドとして行っています。
増田 研 (MASUDA, Ken)	社会人類学	現代アフリカ社会論	アフリカ, アジア, 日本の各地で社会の成り立ちと歴史を追いかけられています。近年は、開発途上国における保健と高齢化の問題に取り組んでいます。
見原 礼子 (MIHARA, Reiko)	比較教育学, 教育社会学	異文化理解教育	ヨーロッパを主なフィールドとして、多文化社会における移民の教育問題や子どもの虐待問題に関する研究を進めています。
森川 裕二 (MORIKAWA, Yuji)	国際政治学, 国際関係論, 平和研究	国際政治学	第二次世界大戦後の国際政治の仕組みが、一体化する世界の中でどのように変化しているのか。グローバル世界と国際政治の変化の胎動を読みとるために、国際政治の理論的な基礎を、歴史的な背景や現実の社会に動きを照らしながら学んでいきます。
石司 真由美 (ISHIZUKA, Mayumi)	国際法	国際法	主に、(1) 19世紀スコットランドを中心とした国際法理論の歴史的展開、(2) 軍縮に関する国際法規範、(3) 国際環境法について研究を進めています。
南 誠 (MINAMI, Makoto)	歴史社会学, 国際社会学	トランスナショナルリティ論	中国帰国者の調査や、満洲の歴史と記憶の国際比較を手がかりに、近代東アジアにおける境界文化の生成と溶解について研究しています。
山下 龍 (YAMASHITA, Noboru)	日欧比較文化, 日本文化史, 欧州文化史, オランダ語教育, 英語教育	オランダ語 I・II・III	①日本人を対象としたオランダ語教育, ②日本人を対象とした英語教育, ③日欧比較文化の研究 (現在は主に日本茶道文化史の研究), ④日蘭交流史 (現在は主に島と医学の研究)

規則集

長崎大学学則	41
長崎大学多文化社会学部規程	55
長崎大学長期履修規程	65
台風，積雪その他不測の事態に対する全学的休講措置の申合せ	66
長崎大学における学生の懲戒に関する指針	67
学生の交通事故に関する懲戒ガイドライン	73
長崎大学における学生の課外活動手続規程	77
共通基礎モジュールの履修に関する申合せ	79
履修方法等に関する申合せ	80
多文化社会学部の考査における学生の不正行為に関する申合せ	71
進級要件に関する申合せ	82
長崎大学多文化社会学部における長期履修に関する申合せ	83
入学前既修得単位認定に関する申合せ	87

長崎大学学則

平成16年4月1日

学則第1号

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 修業年限，在学期間，学年，学期及び休業日（第4条－第9条）

第3章 入学，編入学，転入学，転学部等，休学，復学，留学，退学，転学，再入学及び除籍（第10条－第28条）

第4章 教育課程の編成，授業科目の区分等，単位，履修方法，考查及び単位の授与（第29条－第44条）

第5章 卒業及び学位並びに教員の免許状授与の所要資格の取得（第45条－第48条）

第6章 賞罰（第49条・第50条）

第7章 検定料，入学料，授業料及び寄宿料（第51条－第60条）

第8章 科目等履修生，研究生，特別聴講学生，特別の課程及び外国人留学生（第61条－第65条）

第9章 雑則（第66条・第67条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 長崎大学（以下「本学」という。）は，国立大学法人長崎大学基本規則（平成16年規則第1号）第3条に規定する理念に基づき，実践教育を重視した最高水準の教育を提供し，幅広い視野と豊かな教養及び深い専門知識を備え，課題探求能力及び創造力に富んだ人材を養成し，もって地域及び国際社会に貢献することを目的とする。

2 本学の学部の修業年限，教育課程，教育研究組織その他の学生の修学上必要な事項については，この学則の定めるところによる。

（教育研究上の目的の公表等）

第1条の2 各学部は，学部，学科又は課程ごとに，人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学部規程に定め，公表するものとする。

（学部，学科，課程及び収容定員）

第2条 本学の学部に，次の学科及び課程を置く。

学部	学科及び課程
多文化社会学部	多文化社会学科
教育学部	学校教育教員養成課程
経済学部	総合経済学科
医学部	医学科，保健学科
歯学部	歯学科
薬学部	薬学科，薬科学科
工学部	工学科
環境科学部	環境科学科
水産学部	水産学科

2 経済学部は昼夜開講制とし、昼間に授業を行うコース（以下「昼間コース」という。）及び主として夜間に授業を行うコース（以下「夜間主コース」という。）を置く。

3 収容定員は、別表第1のとおりとする。

（講座等）

第3条 前条第1項に掲げる学部又は学科に、講座、学科目等を置く。

2 前項の講座、学科目等は、別に定める。

第2章 修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日

（修業年限）

第4条 学部の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科にあつては、6年とする。

（入学前に一定の単位を修得した者の修業年限の通算）

第5条 大学の学生以外の者が第61条に規定する科目等履修生として一定の単位（第11条に規定する入学資格を有した後、修得したものに限る。）を修得した後に本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数その他の事項を勘案して所属学部教授会の議を経て学長が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、修業年限の2分の1を超えてはならない。

（在学期間）

第6条 本学における在学期間は、修業年限の2倍を超えることができない。

（学年）

第7条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

（学期）

第8条 学年を分けて、次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学部の事情により、学長が変更することがある。

（休業日）

第9条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

開学記念日 5月31日

春季休業 3月21日から4月7日まで

夏季休業 8月11日から9月30日まで

冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

2 前項の規定にかかわらず、学部の事情により、学長が変更することがある。

3 学長は、必要があると認めるときは、臨時の休業日を定めることができる。

第3章 入学、編入学、転入学、転学部等、休学、復学、留学、退学、転学、再入学及び除籍

（入学の時期）

第10条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、後期の始めに入学させることができる。

（入学資格）

第11条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの
（入学志願の手続）

第12条 入学志願者は、所定の手続により、願い出なければならない。

（選抜試験）

第13条 入学志願者に対しては、長崎大学入学者選抜規則（平成16年規則第16号）の定めるところにより、選抜試験を行う。

（合格者の決定）

第14条 前条の選抜試験による合格者の決定は、各学部教授会の議を経て、学長が行う。

（編入学定員を有する学部への編入学）

第15条 経済学部、医学部保健学科又は環境科学部の第3年次に編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、かつ、当該学部が別に定める出願資格を有する者とし、選抜試験を行った上、当該学部教授会の議を経て、学長が入学を許可する。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者
 - (4) 外国において学校教育における14年の課程を修了した者
 - (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
 - (6) 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (7) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第11条に規定する入学資格を有する者に限る。）
- 2 医学部医学科の第2年次に編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とし、

選抜試験を行った上、当該学部教授会の議を経て、学長が入学を許可する。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- （欠員のある場合の編入学及び転入学）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者については、欠員のある場合に限り、選考の上、当該学部教授会の議を経て、学長が入学を許可することがある。

- (1) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者で、編入学を志望するもの
 - (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者で、編入学を志望するもの
 - (3) 教育学部若しくは学芸学部の2年課程を修了した者又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条に規定する従前の規定による学校の課程を修了し、若しくはこれらの学校を卒業した者で、編入学を志望するもの
 - (4) 外国において学校教育における14年の課程を修了した者で、編入学を志望するもの
 - (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者で、編入学を志望するもの
 - (6) 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、編入学を志望するもの
 - (7) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第11条に規定する入学資格を有する者に限る。）で、編入学を志望するもの
 - (8) 他の大学に在学する者又は卒業し、若しくは退学した者で、転入学を志望するもの
 - (9) 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学する者又は当該課程を修了し、若しくは退学した者で、転入学を志望するもの（第11条に規定する入学資格を有する者に限る。）
- 2 前項各号に掲げるもののほか、医学又は歯学の進学課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者の編入学については、医学部又は歯学部が別に定める。
- （編入学又は転入学を許可された者の修業年限等）

第17条 前2条の規定により入学を許可された者の入学する前に履修した授業科目について修得

した単位及び入学する前に行った第37条第1項に規定する学修の取扱い並びに在学すべき年数については、所属学部教授会の議を経て、学長が定める。

- 2 前項の規定により在学すべき年数を定められた者の在学期間は、第6条の規定にかかわらず、在学すべき年数の2倍を超えることができない。
- 3 第1項の規定により在学すべき年数を定められた者の休学期間は、第22条第2項の規定にかかわらず、在学すべき年数に相当する年数を超えることができない。

(入学手続)

第18条 選抜試験又は選考の結果に基づき、入学の合格通知を受けた者は、所定の期日までに次の手続をしなければならない。

- (1) 入学料を納付すること。
- (2) 誓約書及び保証書を提出すること。ただし、第64条に規定する外国人留学生については、誓約書のみの提出とする。
- 2 保証書の保証人は、原則として父母又はこれに準ずる者とし、学生と連帯して責任を負うものとする。保証人又は保証人の住所に変更があった場合は、速やかに届け出なければならない。

(入学許可)

第19条 学長は、前条の入学手続(第53条の規定により、入学料の免除又は徴収猶予の申請を行った者は、前条第1号の手続を除く。)を完了した者に入学を許可する。

- 2 学長は、入学を許可した者に対して、入学時に学生証を交付する。

(転学部等)

第20条 学生から転学部の願い出があったときは、関係学部教授会の議を経て、学長が許可することがある。

- 2 前項の規定により転学部を許可された者の修業年限等に関しては、第17条の規定を準用する。
- 3 前2項の規定は、学科及び課程を変更する場合について準用する。この場合において、第1項中「関係学部教授会」とあるのは「所属学部教授会」と読み替えるものとする。

(休学)

第21条 学生が疾病その他の理由により、引き続き2か月以上修学を中止しようとするときは、所属学部長を経て、学長に休学を願い出て、許可を受けなければならない。

(休学期間)

第22条 休学は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の理由があるときは、更に1年以内の休学を許可することがある。

- 2 休学期間は、通算して4年(医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科にあつては6年)を超えることができない。
- 3 休学期間は、第6条及び第45条の期間に算入しない。

(復学)

第23条 休学期間が満了したとき又は休学期間中にその理由がなくなったときは、所属学部長を経て、学長に復学を願い出て、許可を受けなければならない。

(留学)

第24条 学長は、学生が外国の大学又は短期大学で学修することが、教育上有益であると所属学部教授会において認めるときは、あらかじめ、当該外国の大学又は短期大学と協議の上、学生が当該外国の大学又は短期大学に留学することを認めることがある。

- 2 留学の期間は、第6条及び第45条の期間に算入する。

(退学)

第25条 学生が退学しようとするときは、所属学部長を経て、学長に願い出て、許可を受けなければならない。

(転学)

第26条 学生が他の大学に転学しようとするときは、所属学部長を経て、学長に願い出て、受験の許可を受けなければならない。

(再入学)

第27条 第25条による退学者が、退学後2年以内に退学前に所属していた学部の学科又は課程に再入学を願い出た場合は、当該学部教授会の議を経て、学長が許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者については、本学退学時までの在学期間、休学期間、留学期間及び停学期間は入学後の当該期間に通算するものとし、既に履修した授業科目について修得した単位の取扱いについては当該学部教授会の議を経て、学長が定めるものとする。

(除籍)

第28条 学生が次の各号の一に該当するときは、所属学部教授会の議を経て、学長がこれを除籍する。

- (1) 正当の理由なくして欠席が長期にわたるとき。
- (2) 成業の見込みがないと認めたとき。
- (3) 在学期間が修業年限の2倍を超えたとき又は休学期間が第22条第2項の期間を超えたとき。
- (4) 休学期間が満了しても復学の願い出をしないとき。
- (5) 授業料を納めないとき。
- (6) 第53条の規定により入学料の免除又は徴収猶予を申請した者で、次に掲げるものが納めるべき入学料を所定の期日までに納めないとき。

ア 免除又は徴収猶予が許可されなかったもの

イ 入学料の一部の免除が許可されたもの

ウ 徴収猶予が許可されたもの

第4章 教育課程の編成、授業科目の区分等、単位、履修方法、考查及び単位の授与

(教育課程の編成)

第29条 教育課程は、本学、学部及び学科又は課程の教育上の目的を達成するため、大学教育における基本的教養を会得させ併せて専門の幅広い基盤を理解させることを目的とした教養教育に関する授業科目（以下「教養教育科目」という。）及び学部等の専攻に係る専門教育に関する授業科目（以下「専門教育科目」という。）を有機的に組み合わせて、体系的に編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(授業科目の区分)

第30条 教養教育科目の区分は、次のとおりとする。ただし、夜間主コースにあっては健康・スポーツ科学科目を除くものとする。

教養ゼミナール科目

情報科学科目

健康・スポーツ科学科目

外国語科目

全学モジュールI科目

全学モジュールⅡ科目

学部モジュール科目

自由選択科目

2 専門教育科目の区分は、各学部の履修に関する規程（以下「学部規程」という。）の定めるところによる。

3 第64条に規定する外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で外国において相当の期間中等教育（中学校又は高等学校に対応する学校における教育をいう。）を受けた者（以下この章において「外国人留学生等」という。）の教育について必要があると認めるときは、第1項に規定する科目のほか、留学生用科目を開設する。

4 各授業科目を、必修科目、選択科目及び自由科目に分ける。

（授業科目の開設）

第31条 教養教育科目は、本学のすべての教員の参画により開設するものとする。

2 専門教育科目は、各学部の教員により開設するものとする。

（授業の方法）

第32条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

（1単位当たりの授業時間）

第33条 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じた1単位当たりの授業時間は、次の基準によるものとする。

(1) 講義については15時間

(2) 演習については30時間

(3) 実験、実習及び実技については45時間

2 前項の基準どおりできない事情があるとき又は教育効果を考慮して必要があるときは、前項第1号の講義及び前項第2号の演習については15時間から30時間の範囲で、前項第3号の実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で、学部規程又は長崎大学教養教育履修規程（平成24年規程第2号。以下「教養教育履修規程」という。）において定めることができる。ただし、講義、演習、実験、実習又は実技の併用により行う授業及び芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、学部規程又は教養教育履修規程の定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

（授業期間）

第34条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行う。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

（成績評価基準等の明示等）

第34条の2 各学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ

め明示するものとする。

- 2 各学部は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第34条の3 各学部は、当該学部の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(他学部における授業科目の履修等)

第35条 学生が他学部の授業科目を履修することが教育上有益であると各学部において認めるときは、当該授業科目を履修させることができる。

- 2 学生は、他学部の開設する授業科目を履修しようとするときは、所属学部長を経て、当該授業科目を開設する学部長の承認を受けなければならない。
- 3 前2項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位の取扱いは、学部規程の定めるところによる。

(本学大学院における授業科目の履修等)

第35条の2 学生が本学大学院に進学を希望し、当該大学院の授業科目を履修することが教育上有益であると各学部において認めるときは、当該授業科目を履修させることができる。

- 2 学生は、本学大学院の開設する授業科目を履修しようとするときは、所属学部長を経て、当該授業科目を開設する研究科長の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位は、所属学部の卒業の要件として学部規程で定める学生が修得すべき単位数（以下「卒業要件単位」という。）に含めることはできない。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第36条 学生が他の大学又は短期大学の授業科目を履修することが教育上有益であると各学部において認めるときは、あらかじめ当該他の大学又は短期大学と協議の上、学生が当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修することを認め、その履修した授業科目について修得した単位は60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が、第24条の規定により留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第37条 学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修について、教育上有益であると認めるときは、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第38条 学生が本学に入学する前に次の各号の一に該当する単位を有する場合において、教育上有益であると認めるときは、その単位を入学した後の本学における授業科目の履修により修得したも

のとみなすことができる。

(1) 大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について
修得した単位

(2) 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項に規定する科目等履修生として
修得した単位

2 学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修について、教育上有益であると認めるときは、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第36条及び前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（長期にわたる教育課程の履修）

第39条 学生が職業を有している等の事情により、第4条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、長崎大学長期履修規程（平成18年規程第47号）の定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

（外国人留学生等に係る留学生用科目の単位の取扱い）

第40条 外国人留学生等が留学生用科目について修得した単位は、教養教育履修規程の定めるところにより、教養教育科目として修得すべき単位に代えることができる。

（履修科目の登録の上限）

第41条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業要件単位について、学生が1学年又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を学部規程で定めることができる。

2 前項の場合において、学部規程の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に規定する上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

（考査及び単位の授与）

第42条 学生が一の授業科目を履修した場合には、考査を行い、合格した者に対しては、単位を与える。

2 考査は、試験、論文、報告書その他の方法により行うものとする。

第43条 考査及び単位の認定は、学部規程又は教養教育履修規程の定めるところによる。

（履修方法等）

第44条 この章に定めるもののほか、教育課程の編成、授業科目の名称、単位数、履修方法、履修科目の登録の上限、考査及び単位の授与等については、学部規程及び教養教育履修規程の定めるところによる。

第5章 卒業及び学位並びに教員の免許状授与の所要資格の取得

（卒業及び学位の授与）

第45条 第4条に規定する期間（第15条及び第16条の規定により入学を許可された者については、第17条第1項の規定により定められた在学すべき年数）以上在学し、卒業要件単位を修得した者については、所属学部教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、学士の学位を授与する。ただし、各学部において必要と認めるときは、在学期間及び卒業要件単位に加え、卒業の要件を課すことができる。

2 卒業要件単位のうち、第32条第2項の授業の方法により修得できる単位数は、別に定めのある

場合を除き60単位を超えないものとする。

第46条 学部（医学部医学科，歯学部及び薬学部薬学科を除く。この条において同じ。）に3年以上在学した者（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）が，卒業要件単位を優秀な成績で修得したと認める場合には，第4条の規定にかかわらず，その卒業を認めることができる。

2 前項に規定する卒業の認定は，次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り行うことができる。

(1) 学修の成果に係る評価の基準その他の前項に規定する卒業の認定の基準を定め，それを公表している学部の学生であること。

(2) 第41条に規定する履修科目として登録することができる単位数の上限を定め，適切に運用している学部の学生であること。

(3) 学生が卒業要件単位を修得し，かつ，当該単位を優秀な成績をもって修得したと認められること。

(4) 学生が前項に規定する卒業を希望していること。

第47条 学位の授与等については，長崎大学学位規則（平成16年規則第11号）の定めるところによる。

（教員の免許状授与の所要資格の取得）

第48条 本学の学部の学科等において，教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得した者は，教員の免許状授与の所要資格を取得することができる。

2 前項の規定により所要資格を取得できる教員の免許状の種類は，別表第2のとおりとする。

第6章 賞罰

（賞罰）

第49条 学生として表彰に価する行為があった場合は，学長は，所属学部長等の推薦により表彰することができる。

第50条 学生が本学の規則に背き大学の秩序を乱し，その他学生としての本分に反する行為があったときは，長崎大学教育研究評議会の議を経て，学長がこれを懲戒する。

2 懲戒は，退学，停学及び訓告とする。

3 停学は，確定期限を付す有期の停学及び確定期限を付さない無期の停学とする。

4 停学の期間が1か月以上にわたるときは，その期間は，第6条の期間に算入し，第45条及び第46条の卒業の要件として在学すべき期間に算入しない。

第7章 検定料，入学料，授業料及び寄宿料

（検定料）

第51条 入学，転入学，編入学及び再入学を志願する者は，検定料を納めなければならない。

（検定料等の額及びその徴収方法等）

第52条 検定料，入学料及び授業料の額並びに徴収方法等は，この学則に定めるもののほか，長崎大学授業料，入学料，検定料及び寄宿料徴収規程（平成16年規程第92号。以下「徴収規程」という。）の定めるところによる。

（入学料の免除及び徴収猶予）

第53条 特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる者については，本人の願い出により，入学料の全部又は一部を免除し，又は徴収猶予することができる。

2 入学料の免除及び徴収猶予については、長崎大学入学料、授業料及び寄宿料の免除等に関する規程（平成16年規程第93号。以下「免除規程」という。）の定めるところによる。

（授業料の納期）

第54条 授業料は、前期分及び後期分の2回に分け、それぞれ年額の2分の1に相当する額を次に定める期間に納めなければならない。

前期分 4月1日から4月30日まで

後期分 10月1日から10月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、前期分に係る授業料を納めるときに、当該年度の後期分に係る授業料を併せて納めることができる。

3 入学年度の前期分又は前期分及び後期分に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納めることができる。

（授業料の免除及び徴収猶予）

第55条 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、願い出によりその事情を審査し、授業料の全部又は一部を免除し、又は徴収猶予することがある。

2 前項の授業料の免除及び徴収猶予については、この学則に定めるもののほか、免除規程の定めるところによる。

第56条 前条に規定する授業料の徴収猶予の期限は、前期分は9月15日限りとし、後期分は3月15日限りとする。

第57条 第54条に規定する授業料の納期中に休学を許可された者については、休学当月の翌月から復学当月の前月までの授業料を免除する。ただし、月の初日から休学期間が開始する場合については休学当月の分、第8条第2項及び第9条第2項の規定により後期の開始日が10月1日前となる場合で当該後期の開始日に復学するときについては復学当月の分についても免除する。

第58条 退学する者、転学する者、停学を命ぜられた者又は除籍される者については、その期分の授業料を徴収する。ただし、免除規程の規定に該当する場合は、この限りでない。

（寄宿料）

第59条 寄宿料の額及び徴収方法等については、徴収規程の定めるところによる。

2 学生に特別な事情がある場合は、寄宿料を免除することがある。

3 寄宿料の免除については、免除規程の定めるところによる。

（料金の返還）

第60条 既納の料金は、返還しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、当該料金の相当額（第2号の場合にあっては第1号に規定する第2段階目の選抜に係る検定料に相当する額を、第4号の場合にあっては後期分の授業料相当額）を返還するものとする。

(1) 選抜試験において、出願書類等による選抜（以下「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査等による選抜（以下「第2段階目の選抜」という。）を行い、最終合格者を決定する場合に、第1段階目の選抜の不合格者が、所定の期日までに第2段階目の選抜に係る検定料の返還を申し出たとき。

(2) 個別学力検査の前期日程又は後期日程（以下「前期又は後期試験」という。）の出願受付後に各学部等が課す大学入試センター試験の教科・科目を受験していないことにより受験資格がないことが判明した者が、所定の期日までに前期又は後期試験に係る検定料の返還を申し出たとき。

(3) 第54条第3項の規定により入学を許可されるときに授業料を納めた者が、入学年度の前年

度の3月31日までに入学を辞退し、授業料の返還を申し出たとき。

- (4) 第54条第2項又は第3項の規定により前期分の授業料を納入する際に後期分の授業料を併せて納入した者が、後期分の授業料の納入時期前に休学又は退学したとき。

第8章 科目等履修生、研究生、特別聴講学生、特別の課程及び外国人留学生

(科目等履修生)

第61条 各学部の学生以外の者で、本学が開設する授業科目のうち又は複数の授業科目について履修を希望するものがあるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

(研究生)

第62条 本学において特殊の事項について研究を希望する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

(特別聴講学生)

第63条 他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)の学生で、本学の特定の授業科目を履修することを希望するものがあるときは、当該他の大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

3 特別聴講学生に係る授業料については、科目等履修生と同様とする。

4 前項の規定にかかわらず、特別聴講学生が大学間交流協定において授業料を徴収しないこととしている外国の大学若しくは短期大学の学生又は大学間相互単位互換協定において授業料を徴収しないこととしている大学若しくは短期大学の学生であるときは、授業料を徴収しない。

5 既納の授業料は、返還しない。

6 実験、実習に要する実費は、必要に応じ特別聴講学生の負担とする。

(特別の課程)

第63条の2 学長は、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 本学の学生が前項に規定する特別の課程を履修することが教育上有益であると認めるときは、当該課程を履修させることができる。

(外国人留学生)

第64条 外国人留学生として本学に入学を希望する者があるときは、選考の上、入学を許可することがある。

(規程)

第65条 第61条から前条までに関する細部についての規則は、別に定める。

第9章 雑則

(寄宿舍)

第66条 本学に、寄宿舍を置く。

2 寄宿舍に関する規則は、別に定める。

(保健)

第66条の2 学生は、毎学年本学が行う健康診断を受けなければならない。

2 所属学部長は、学生の健康を管理し、必要に応じて治療を命じ、又は登学を停止することができる。

(補則)

第67条 この学則の施行に必要な事項は学長が定め、各学部に必要な規程については、学長の承認

を得て、各学部長が定めるものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 環境科学部の収容定員及び収容定員の合計は、改正後の別表第1環境科学部の項及び同表合計の項の規定にかかわらず、平成27年度及び平成28年度については、次のとおりとする。
- 3 平成27年3月31日現在多文化社会学部に在学している者については、改正後の長崎大学学則別表第2多文化社会学部の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

学部	学科・課程	平成27年度	平成28年度
環境科学 学部	環境科学科	555	540
	計	555	540
合計		7,057	7,053

別表第1

学部	定員		入学定員	第3年次(医学部医学科にあつては第2年次)編入学定員	収容定員
	学科・課程				
多文化社会学部	多文化社会学科		100		400
	計		100		400
教育学部	学校教育教員養成課程		240		960
	計		240		960
経済学部	総合経済学科	昼間コース	265		1,060
		夜間主コース	60		240
				15	30
	計		325	15	1,330
医学部	医学科		116	5	721
	保健学科		106	14	452
	計		222	19	1,173
歯学部	歯学科		50		300
	計		50		300
薬学部	薬学科		40		240
	薬科学科		40		160
	計		80		400
工学部	工学科		380		1,520
	計		380		1,520
環境科学	環境科学科		130	5	530

部	計	1 3 0	5	5 3 0
水産学部	水産学科	1 1 0		4 4 0
	計	1 1 0		4 4 0
合計		1, 6 3 7	3 9	7, 0 5 3

別表第2

学部	学科等	教員の免許状の種類（免許教科・領域）	
多文化社会学部	多文化社会学科	高等学校教諭一種免許状	（英語）
教育学部	学校教育教員養成課程	幼稚園教諭一種免許状	
		小学校教諭一種免許状 小学校教諭二種免許状	
		中学校教諭一種免許状 中学校教諭二種免許状	（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術，家庭，英語）
		高等学校教諭一種免許状	（国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，書道，保健体育，家庭，情報，工業，英語）
		特別支援学校教諭一種免許状	（知的障害者，肢体不自由者，病弱者）
経済学部	総合経済学科	高等学校教諭一種免許状	（商業）
工学部	工学科	高等学校教諭一種免許状	（数学，理科，工業）
水産学部	水産学科	高等学校教諭一種免許状	（理科，水産）

長崎大学多文化社会学部規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）に定めるもののほか、多文化社会学部（以下「本学部」という。）の教育に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育目的)

第2条 本学部は、大学教育における基本的教養と専門の基盤となる幅広い知識を修得させるとともに、多文化社会において必要とされる人間力と社会力を身に付け、多様な文化的背景を持つ人々と協働し、グローバル化する社会を担い、たくましく生き抜く力を有する人材を育成することを目的とする。

(教育課程)

第3条 本学部の教育課程は、教養教育に関する授業科目（以下「教養教育科目」という。）を第1年次から第3年次まで、専門教育に関する授業科目（以下「専門教育科目」という。）を第1年次から第4年次まで開設して編成する。

(履修コース)

第4条 多文化社会学部に、次に掲げる履修コースを設ける。

- (1) グローバル社会コース
- (2) 社会動態コース
- (3) 共生文化コース
- (4) オランダ特別コース

(履修コースの選択等)

第5条 学生の履修コースは、入学時から決定しているオランダ特別コースを除き、第2年次後期末までに決定する。

2 履修コースの選択、決定方法等に関し必要な事項は、別に定める。

(最低修得単位数)

第6条 卒業に必要な教養教育科目及び専門教育科目の最低修得単位数は、別表第1のとおりとする。

(教養教育科目の履修方法等)

第7条 教養教育科目の区分、名称、単位数、履修方法等については、長崎大学教養教育履修規程（平成24年規程第2号。以下「教養教育履修規程」という。）の定めるところによる。

(専門教育科目の区分)

第8条 専門教育科目の区分は、次のとおりとする。

- (1) 共通基礎モジュール科目
- (2) フィールドワークモジュール科目
- (3) 英語モジュール科目
- (4) 中国語モジュール科目
- (5) オランダ語モジュール科目
- (6) 専門モジュール科目
- (7) キャリア科目
- (8) 演習科目
- (9) 自由選択科目
- (10) 自由科目

2 前項第10号に規定する自由科目の授業科目の単位数は、最低修得単位数に算入しないものとする。

(履修方法等)

第9条 専門教育科目の名称、単位数及び標準履修年次は、別表第2のとおりとする。

2 第4条に掲げる履修コースごとの共通基礎モジュール科目及び専門モジュール科目の履修方法は、別表第3のとおりとする。

3 第1項に定めるもののほか、学部長が必要と認めるときは、教授会において審議し、臨時に授業科目を開設することがある。

4 前3項に規定するもののほか、履修方法等に関し必要な事項は、別に定める。

(1単位当たりの授業時間)

第10条 専門教育科目の1単位当たりの授業時間は、次の基準によるものとする。

(1) 講義については15時間

(2) 演習については30時間

(3) 実習については45時間

2 前項の規定にかかわらず、フィールドワーク基礎実習の1単位当たりの授業時間は、学則第33条第2項の規定に基づき、教育効果を考慮して30時間とする。

(履修科目の登録)

第11条 学生は、履修しようとする専門教育科目について、所定の期日までに登録しなければならない。

(履修科目登録単位数の上限)

第12条 学生が履修科目として登録することのできる単位数の上限は、1学年当たり、教養教育科目及び専門教育科目を合わせて48単位までとする。

(履修科目登録単位数の上限の特例)

第13条 学生が、在学する当該1学年に40単位以上の履修科目を登録しそのすべての履修科目の単位を修得している場合で、次の計算方式によるグレード・ポイント・アベレージ(以下「GPA」という。)が3.2以上であるときは、次年度において、前条に規定する単位数の上限を超えて、当該年次を標準履修年次とする授業科目を履修することができる。

$$GPA = ((\text{評価Aの単位数} \times 4) + (\text{評価Aの単位数} \times 3) + (\text{評価Bの単位数} \times 2) + (\text{評価Cの単位数} \times 1)) / \text{総修得単位数}$$

(留学)

第14条 学生は、原則として、本学が実施する海外短期語学研修プログラム(標準3週間)に参加しなければならない。

2 グローバル社会コースの学生は、原則として、外国の大学に中期(6ヶ月程度)又は長期(1年程度)の留学をしなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、特別な事情がある場合は、中期又は長期の留学を免除することがある。

4 オランダ特別コースの学生は、オランダ本国の大学に長期の留学をしなければならない。

5 留学に関し必要な事項は、別に定める。

(考査及び単位の認定)

第15条 専門教育科目の単位の認定は、考査の結果に基づき行う。

2 前項の考査(卒業研究及び特別研究を除く。)は、試験、論文、レポートその他の方法(授業での参加状況を含む。)により、原則として学期末に行う。

- 3 卒業研究及び特別研究の考査は、第4年次後期末に行う。
- 4 専門教育科目について、授業を行った時数の3分の1を超えて欠席した者に対しては、当該授業科目の受験資格を認めない。ただし、欠席の理由が忌引、病気その他やむを得ないものである場合は、届出により欠席時数を考慮することがある。

(追試験)

第16条 忌引、病気その他やむを得ない理由により専門教育科目の考査を受けることができなかった者に対しては、当該授業科目について追試験を行うことがある。

- 2 追試験を受けようとする場合は、所定の期日までに、考査を受けることができなかった事実を証明する書類を添えて追試験願を提出し、学部長の許可を受けなければならない。

(再試験)

第17条 不合格の専門教育科目がある者に対しては、当該授業科目について再試験を行うことがある。

- 2 再試験の成績評価は、C又はDとする。

(成績評価)

第18条 専門教育科目の考査の成績評価は、AA(90点以上)、A(80点以上90点未満)、B(70点以上80点未満)、C(60点以上70点未満)及びD(60点未満)の評語をもって表し、AA、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

(不正行為等)

第19条 考査において不正行為を行った者に対しては、学則第50条に定める懲戒のほか、その学期の全授業科目の単位を無効とする。

(進級要件)

第20条 学生は、2年次及び3年次において、別に定める進級要件を満たしていなければ、次年次へ進級することができない。

(他学部等における授業科目の履修等による専門教育科目の単位の認定等)

第21条 学則第35条、第36条第1項及び第38条第1項の規定に基づく他学部における授業科目の履修、他の大学又は短期大学における授業科目の履修及び入学前の既修得単位の認定により、本学部において修得したものとみなした単位のうち、専門教育科目の最低修得単位数として認定できる単位数は、他学部における授業科目の履修及び他の大学又は短期大学における授業科目の履修(以下「他学部等における授業科目の履修」という。)により修得した単位にあっては20単位以内、入学前の既修得単位にあっては32単位以内とし、教養教育履修規程第21条から第24条までの規定により教養教育の授業科目の履修により修得したのみならず単位と合わせて60単位を超えないものとする。

- 2 第14条第2項及び第4項の規定に基づく外国の大学における授業科目の履修により、本学部において修得したものとみなした単位のうち、専門教育科目の最低修得単位数として認定できる単位数は、前項に規定する他学部等における授業科目の履修により認定できる単位及び教養教育履修規程第21条から第24条までの規定により教養教育の授業科目の履修により修得したのみならず単位と合わせて、60単位以内とする。

- 3 前2項の規定により認定できる専門教育科目の単位は、自由科目を除く科目の単位とする。

- 4 前3項に規定する他学部等における授業科目の履修等に係る学生の履修手続、その単位の認定手続等に関し必要な事項は、別に定める。

(教員の免許状を取得しようとする学生の履修方法)

第22条 学則別表第2に規定する英語に係る教員の免許状を取得しようとする学生(共生文化コースの学生に限る。)は、卒業に必要な単位のほか、次に掲げる単位を修得しなければならない。この場合において、第1号に掲げる授業科目及び第4号に掲げる授業科目(教養教育科目として開講される授業科目に限る。)の単位については教養教育科目の最低修得単位数に、第2号に掲げる授業科目の単位については専門教育科目の最低修得単位数に含めることができる。

- (1) 教養教育科目の日本国憲法 2単位
- (2) 別表第2に指定する教員免許に係る教科に関する科目 28単位
- (3) 別表第2に指定する教員免許に係る教職に関する科目 11単位
- (4) 別表第4に掲げる科目 20単位

(卒業の認定)

第23条 本学部に4年以上在学し、別表第1に定める最低修得単位数以上を修得した者に対しては、卒業を認定する。

(長期履修)

第24条 学則第39条の規定により、学生が修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に履修すること(以下「長期履修」という。)を希望する場合は、これを認めることがある。

2 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

(補則)

第25条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 平成27年3月31日現在本学部に在学している者については、改正後の長崎大学多文化社会学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の第21条の規定及び別表第2の規定(オランダ文化論及び日蘭比較文化の項に限る。)は、平成26年度入学者についても適用する。

別表第1 (第6条関係)

教養教育科目及び専門教育科目の最低修得単位数

区分	授業科目の区分	グローバル社会コース, 社会動態コース, 共生文化コース	オランダ特別コース	備考		
教養教育科目	必須科目	教養ゼミナール科目	2	2		
		情報科学科目	2	2		
		健康・スポーツ科学科目	2	2		
		外国語科目	英語	8	8	
			初習外国語	4	4	
	小計	18	18			
モジュール科目	全学モジュールI科目	6	6			

		全学モジュールⅡ科目	6	6	
		学部モジュール科目	12	12	
		小計	24	24	
	自由選択科目	自由選択科目	2	2	
		小計	2	2	
計		44	44		
専門教育科目	共通基礎モジュール科目	主モジュール	12	12	
		副モジュール	6	6	
		小計	18	18	
	フィールドワークモジュール科目		5	5	
	英語モジュール科目		10	10	
	中国語モジュール科目		0又は5	0	(注1)
	オランダ語モジュール科目		0	6	
	演習科目		12	12	
	専門モジュール科目	主モジュール	20	18	
		副モジュール	10	12	
		小計	30	30	
	キャリア科目		2	2	
	自由選択科目		8又は3	2	(注2～4)
	計		85	85	
合計		129	129		

(注1) グローバル社会コース，社会動態コース及び共生文化コースを選択した者のうち，中国語モジュール科目を履修する者は，5単位を修得するものとする。

(注2) グローバル社会コース，社会動態コース及び共生文化コースに所属する者のうち，中国語モジュール科目を履修しない者は，専門教育科目の自由選択科目から8単位，中国語モジュール科目を履修する者は，専門教育科目の自由選択科目から3単位を，それぞれ修得するものとする。

(注3) グローバル社会コース，社会動態コース及び共生文化コースを選択した者の専門教育科目の自由選択科目には，共通基礎モジュール科目，フィールドワークモジュール科目，オランダ語モジュール科目，専門モジュール科目及びキャリア科目の最低修得単位数を超えた単位をもって充てることができる他，専門モジュール科目の主モジュール及び副モジュール以外の授業科目並びに別表第2に掲げる自由選択科目をもって充てることができるものとする。

(注4) オランダ特別コースを選択した者の専門教育科目の自由選択科目は，共通基礎モジュール科目，フィールドワークモジュール科目，中国語モジュール科目，専門モジュール科目及びキャリア科目の最低修得単位数を超えた単位をもって充てることができる他，専門モジュール科目の主モジュール及び副モジュール以外の授業科目並びに別表第2に掲げる自由選択科目をもって充てることができるものとする。

別表第2

専門教育科目の名称，単位数及び標準履修年次

区分・ モジュール名		授業科目名	単位数			教員免 許に係 る科目	標準 履修 年次	備考
			必修	選択	自由			
共 通 基 礎 モ ジ ュ ー ル 科 目	グローバル社会のしくみ	多文化のなかのルール		2			2	別表第3により主モジュール及び副モジュールを選択し、主モジュールから12単位、副モジュールから6単位を修得すること。
		多文化社会のガバナンス		2			2	
		文化のなかのエコノミー		2			2	
		地域をこえるマネジメント		2			2	
		ジェンダーと人権		2			2	
		紛争と平和		2			2	
	社会を映し出す文化，文化が作り出す社会	文化は社会の鏡なのか		2			2	
		越境する文化		2			2	
		出来事と表象のあいだ		2			2	
		人間観とコスモロジー		2			2	
		他者と生きる技法		2			2	
		日本の中の世界，世界の中の日本		2			2	
	多言語を学ぶ，多言語で学ぶ	英語からたどる文化		2		○	2	
		日本語からたどる文化		2			2	
		中国語からたどる文化		2			2	
		アジア諸言語からたどる文化		2			2	
		ヨーロッパ諸言語からたどる文化		2			2	
		アフリカ諸言語からたどる文化		2			2	
フィールドワーク モジュール科目	フィールドワーク入門	2				1	4科目から2科目を選択すること。	
	フィールドワーク基礎実習	1				1		
	アーカイヴ実習		1			1		
	映像・デジタルアーカイヴ実習		1			2		
	サーベイ基礎実習		1			2		
	インタビュー調査基礎実習		1			2		
	海外フィールドワーク実習		1			3		
英語モジュール科目	英語発音法	1			○	1		
	英語の仕組みと意味Ⅰ	1			○	1		
	英語の仕組みと意味Ⅱ	1			○	2		
	Reading and WritingⅠ	1			○	1		
	Reading and WritingⅡ	1			○	2		
	Academic WritingⅠ	1			○	2		
	Academic WritingⅡ	1			○	3		

		Reading and Discussion I	1			○	1		
		Reading and Discussion II	1			○	3		
		Debate	1			○	4		
中国語モジュール 科目		中国語総合表現 I		1			2	中国語モジュールを履修する者は、5単位を修得すること。	
		中国語総合表現 II		1			2		
		中国語文献討論 I		1			3		
		中国語文献討論 II		1			3		
		中国語プレゼンテーション		1			4		
オランダ語モジュール科目		オランダ語 I	(2)	(2)			2	オランダ特別コースのみ必修	
		オランダ語 II	(2)	(2)			2		
		オランダ語 III	(2)	(2)			3		
専門モジュール科目	グローバル化する世界	国際機構論		2			3	別表第3により主モジュール及び副モジュールを選択し、主モジュールから20単位、副モジュールから10単位を修得すること。ただし、共生文化コースは、異文化理解教育、異文化と家族及び異文化交流論を必修とする。	
		軍縮と平和		2			3		
		国際法		2			3		
		国際政治学		2			3		
		比較政治		2			3		
		国際経営		2			3		
		国際開発論		2			3		
		国際人権論		2			3		
		グローバル人口学		2			3		
		国際協力論		2			3		
		アジア経済論		2			3		
	多文化マーケティング論		2			3			
	変容する社会	異文化理解教育		2					3
		トランスナショナリティ論		2					3
		異文化と家族		2					3
		グローバル社会学		2					3
		現代アフリカ社会論		2					4
		現代アジア社会論		2					4
		アジア海域交流史		2					3
		グローバル文化交流史		2					4
		社会史		2					3
		異文化交流論		2					3
		文化資源論		2					3
	地域生態論		2				3		
	多文化の共生	日本思想史		2					4
		中国思想史		2					4
		宗教文化論		2					3
		文化表象論		2					3
		記憶文化論		2					3

		地域文化論		2			3	
		メディア文化論		2			4	
		現代言語理論		2		○	3	
		異文化間コミュニケーション		2		○	3	
		対照言語学		2			3	
		日本語学		2			3	
		コーパス言語学		2		○	3	
	オランダ	オランダ現代社会論		2			2	
		オランダ文化論		2			2	
		日蘭比較文化		2			3	
		日蘭交流史		2			3	
ライデン大学で修得した科目			10			3~4		
キャリア科目	キャリア形成論	2				3		
	自主企画インターンシップ		2			2		
演習科目	基礎演習A	1				2	オランダ特別 コースを除く。	
	基礎演習B	1				2		
	専門演習Ⅰ-A	1				3		
	専門演習Ⅱ-A	1				3		
	専門演習Ⅰ-B	1				3		
	専門演習Ⅱ-B	1				3		
	卒業研究	6				4		
	特別研究	10				3~4	オランダ特別 コースのみ。	
自由選択科目	英米文学概論		2		○	2		
	応用言語学		2		○	2		
	英語音声のしくみと働き		2		○	3		
	第二言語習得論		2		○	3		
	イギリス小説論		2		○	3		
自由科目	教職論			2	●	1	最低修得単位 数に算入しな いものとする。 教職に関する 科目は、共生文 化コースのみ が履修できる。	
	英語科教育法Ⅰ			2	●	3		
	英語科教育法Ⅱ			2	●	3		
	教育の方法と技術			2		3		
	教育実習（事前・事後指導を含む。）			3	●	4		
	教職実践演習			2	●	4		
	日本語教育学概論			2		2		
	日本語指導法			2		3		
	日本語教育実習			2		3		

(注) 教員免許に係る科目欄の○印は教科に関する科目を、●印は教職に関する科目を表す。

別表第3（第9条関係）

共通基礎モジュール科目及び専門モジュール科目の履修方法

コース		共通基礎モジュール科目	専門モジュール科目
グローバル社会コース	主モジュール	グローバル社会のしくみ	グローバル化する世界
	副モジュール	社会を映し出す文化，文化が作り出す社会	変容する社会
		多言語を学ぶ，多言語で学ぶ	多文化の共生
社会動態コース	主モジュール	社会を映し出す文化，文化が作り出す社会	変容する社会
	副モジュール	グローバル社会のしくみ	グローバル化する世界
		多言語を学ぶ，多言語で学ぶ	多文化の共生
共生文化コース	主モジュール	社会を映し出す文化，文化が作り出す社会	多文化の共生
		多言語を学ぶ，多言語で学ぶ	
	副モジュール	グローバル社会のしくみ	変容する社会
社会を映し出す文化，文化が作り出す社会			
	多言語を学ぶ，多言語で学ぶ		
オランダ特別コース	主モジュール	グローバル社会のしくみ	オランダ
		社会を映し出す文化，文化が作り出す社会	
		多言語を学ぶ，多言語で学ぶ	
	副モジュール	グローバル社会のしくみ	グローバル化する世界
		社会を映し出す文化，文化が作り出す社会	変容する社会
多言語を学ぶ，多言語で学ぶ		多文化の共生	

(注) 複数の選択肢がある共通基礎モジュール科目及び専門モジュール科目の主モジュール及び副モジュールは、選択肢からいずれか一つを選択するものとする。ただし、主モジュールで選択したモジュールを副モジュールで選択することはできない。

別表第4（第22条関係）

教員免許に係る科目（教養教育開講科目及び教育学部開講科目）

区分	授業科目名	単位数	標準履修年次	備考
教科に関する科目	Advanced English I	1	3	教養教育開講科目
	Advanced English II	1	3	教養教育開講科目
	異文化理解研究 I	2	3	教育学部開講科目
	異文化理解研究 II	2	3	教育学部開講科目

教職に関する科目	教育原理	2	1	教養教育開講科目
	教育行政・制度論	2	1	教養教育開講科目
	教育心理	2	1	教養教育開講科目
	特別活動論	2	1	教養教育開講科目
	教育方法・技術論	2	1	教養教育開講科目
	生徒・進路指導論	2	1	教養教育開講科目
	教育相談	2	2	教養教育開講科目

長崎大学長期履修規程

平成 18 年 9 月 22 日

規程第 47 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、長崎大学学則（平成 16 年学則第 1 号。以下「学則」という。）第 39 条及び長崎大学大学院学則（平成 16 年学則第 2 号。以下「大学院学則」という。）第 16 条の規定に基づき、長崎大学における長期履修（学則第 4 条に規定する修業年限（以下「修業年限」という。）又は大学院学則第 5 条に規定する標準修業年限（以下「標準修業年限」という。）を超えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修することをいう。以下同じ。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 長期履修を申し出ることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、修業年限又は標準修業年限内での修学が困難な事情にあるものとする。ただし、原則として、修業年限又は標準修業年限における最終年次の者を除く。

- (1) 職業を有し、就業している者
- (2) 家事、育児、介護等に従事している者
- (3) その他相当の事由があると認められる者

(長期履修の期間)

第 3 条 長期履修の期間は、修業年限又は標準修業年限の 2 倍を超えない範囲内において、学期を単位として認める。

(在学期間)

第 4 条 長期履修を認められた者の在学期間は、学則第 6 条又は大学院学則第 6 条の定めるところによる。

(休学期間)

第 5 条 長期履修を認められた者の休学期間は、学則第 22 条又は大学院学則第 34 条の定めるところによる。

(手続)

第 6 条 長期履修を希望する者は、各学部又は各研究科（以下「各学部等」という。）が定める期日までに、別紙申請書により各学部等の長に申し出るものとする。

2 各学部等の長は、前項の申出があったときは、教授会の議を経て、長期履修を認めるものとする。

(履修形態の変更)

第 7 条 前条の規定により長期履修を認められた者は、認められた長期履修の期間の変更を申し出ることができない。ただし、認められた長期履修の期間の短縮（長期履修の取りやめを含む。次項において同じ。）については、1 度に限り申し出ることができる。

2 認められた長期履修の期間の短縮に係る手続については、前条の規定を準用する。

3 長期履修の取りやめを認められた者は、再度、長期履修の申出を行うことはできない。

(授業料)

第 8 条 長期履修を認められた者に係る授業料の取扱いについては、長崎大学授業料、入学料、検定料及び寄宿料徴収規程（平成 16 年規程第 92 号）の定めるところによる。

(補則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、各学部等において定める。

附 則

この規程は、平成 18 年 9 月 22 日から施行する。

台風、積雪その他不測の事態に対する全学的休講措置の申合せ

平成16年8月23日教務委員会決定
平成19年10月22日教務委員会一部改正
平成23年8月22日教務委員会全部改正

この申合せは、台風、積雪その他の不測の事態による学生の事故の発生を防止するため、全学的に統一した授業及び定期試験（以下「授業等」という。）の休講又は延期（以下「休講等」という。）の措置に関し、必要な事項を定める。

1. 台風又は積雪（以下「台風等」という。）による休講等の措置

台風等による授業等の休講等の措置は、学長が次の(1)及び(2)を勘案して決定する。

(1) 気象警報

台風等により、長崎県南部に長崎海洋気象台が発表する暴風警報、大雪警報、暴風雪警報等が発令されている場合

(2) 公共交通機関

台風等により、次の2つ以上の公共交通機関が長崎市内全線不通の場合

長崎バス

長崎県営バス

長崎電気軌道

JR長崎本線（諫早～長崎間）

2. その他不測の事態による授業等の休講等の措置

1. に規定するもののほか、地震、洪水その他の不測の事態が発生した場合における授業等の休講等の措置は、学長が適宜状況を判断の上、決定するものとする。

3. 休講等の措置の周知

1. 及び2. により決定した休講等の措置は、次の表に掲げる時間帯に応じ、同表の右欄に掲げる時間までに学生支援部教育支援課が、NU-Webシステム（学務情報システム）の「お知らせ」及び大学ホームページの携帯サイトを使用して周知を行うとともに、学内においては掲示により周知を行うものとする。

休講等の時間帯	時間
午前の授業等	午前7時
午後の授業等（経済学部夜間主コースの授業等を除く。）	午前11時
経済学部夜間主コースの授業等	午後4時

4. 教育実習等の場合の取扱い

教育実習、臨床実習、介護等体験実習、インターンシップ等の場合は、各実習先の指示に従うものとする。

附 則

この申合せは、平成23年8月22日から施行する。

(参考)

台風等による休講情報携帯サイト <http://n-info.nagasaki-u.ac.jp/m>



長崎大学における学生の懲戒に関する指針

平成20年9月26日
学 長 裁 定
改正 平成21年7月24日
改正 平成26年2月20日
改正 平成27年1月29日

1 目的

この指針は、長崎大学学則（平成16年学則第1号。）以下「学則」という。）第50条及び長崎大学大学院学則（平成16年学則第2号。）以下「大学院学則」という。）第38条に基づいて行う学生の懲戒処分の適正及び公正を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

2 懲戒の対象

懲戒の対象となりうる事件・事故等は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 刑事事件
- (2) 交通事故
- (3) その他懲戒処分に相当する事件・事故等

3 懲戒の種類

懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

- (1) 退学 学生としての身分を剥奪する。
- (2) 停学 確定期限を付す有期の停学と無期の停学からなり、停学期間中は登学を禁止する。
- (3) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒める。

4 懲戒の要否等の決定

学則第50条及び大学院学則第38条に規定する懲戒対象行為の存否を認定する必要があり、懲戒の種類及び内容を決定するに当たっては、原因行為の「悪質性」を判断した上で、結果の「重大性」を総合的に勘案して決定するものとする。

5 懲戒の対象となる事件事故

(1) 懲戒の目安

- ① 事件事故の原因行為が悪質で、その結果に重大性が認められる場合
退学又は停学
- ② 事件事故の原因行為は悪質であるが、その結果に重大性が認められない場合
停学又は訓告
- ③ 事件事故の原因行為は悪質なものではないが、その結果に重大性が認められる場合
訓告
- ④ 前①、②、③のいずれにも該当しない場合
学部、研究科、熱帯医学研究所、国際教育リエゾン機構及び大学教育イノベーションセンター（以下「学部等」という。）の指導（学部等の長の厳重注意）

(2) 悪質性の判断

原因行為の「悪質性」の有無は、加害者たる学生の当該行為に対する態度、行為の性質及び当該行為に至る動機等を勘案して判断するものとする。

(3) 重大性の判断

結果の「重大性」の有無は、精神的損害を含めた人身損害、物的損害の有無、その程度及びその行為が社会に与えた影響等を勘案して判断するものとする。

(4) 過去に懲戒処分等を受けたものに対する懲戒

過去に懲戒処分を受け、又は学部等で指導を受けた者が、再び懲戒に相当する行為をした場合は、より「悪質性」の高いものとみなし、前回の処分を超える重い処分をすることができる。

6 懲戒の手続き

(事件・事故等の報告及び調査等)

- (1) 学生は事件・事故等を起こした場合、学生支援部又は所属する学部等に遅滞なく届けなければならない。
- (2) 学部等の長は、学生の懲戒に相当すると思われる事件・事故等が発生した場合、速やかに学生委員長に報告する。
- (3) 学生支援部は、事実関係の調査及び関係する学部等による当該学生からの事情聴取結果を基に、諸機関との連絡調整を図りながら、その結果を逐次、学生委員長に報告する。未成年者については、必要と判断されれば、事実調査の際に保護者を同席させる等の配慮を行う。
- (4) 学生委員長は、当該事件等の内容を学長に報告する。

(懲戒の審議)

- (5) 学長は、学生委員長から報告のあった内容の中に、懲戒について検討すべき事案が含まれていると認めた場合、学生委員会に対し当該事件等に係わる学生への懲戒の要否、懲戒の種類及び内容等について審議を求めるものとする。
- (6) 学生委員会は、当該事件等に係わる学生への懲戒の要否、懲戒の種類及び内容等について審議する。懲戒対象行為に係る事実調査、懲戒処分内容及び執行に伴う措置の判断に当たっては、事前に当該学生に告知し、口頭による意見陳述の機会を与えなければならない。ただし、学生が心身の故障、身柄拘束、長期旅行その他の事由により口頭による意見陳述ができないときは、これに替えて文書による意見提出の機会を与えるものとする。学生委員長は、学生委員会の審議結果及び学生の意見陳述等の結果を学長に報告するものとする。
- (7) 学長は、学生委員会から報告のあった審議の結果を、当該学生が所属する学部等の長に通知する。
- (8) 学部等の長は、学部教授会等において、学長からの通知に基づき、事実認定と懲戒の種類及び内容について検討を行い、懲戒処分案を作成し、学長に上申する。
- (9) 学長は、学部等の長からの上申に基づき、教育研究評議会の議を経て、懲戒処分を決定する。

(懲戒処分のお知らせ及び発効日)

- (10) 懲戒処分の告知は文書により、学部等の長が当該学生及び保証人に対して行う。
ただし、文書による通知が不可能な場合は、他の適切な方法により通知する。
- (11) 懲戒の発効の日は、当該学生に交付等が行われた日とする。

(異議申し立てに係わる再審議等)

- (12) 当該学生は、事実誤認、新事実の発見等の正当な理由があるときは、懲戒の異議申し立てをすることができる。この場合、学長は学生委員会に再審議を求める。学生委員会は、再審議を行い、その結果を学長に報告する。学長は再審議の結果を教育研究評議会に付議し、その審議結果に基づき、改めて審議結果を当該学生に通知する。
なお、再審議の期間は懲戒の効力を妨げないものとする。

7 懲戒処分の執行等

(1) 停学処分の種類

停学は、有期又は無期とし、次の通りとする。

- ① 有期停学は、6か月未満の期限を付すものとする。ただし、停学期間が満了することにより処分を解除することが適当でないとは判断される場合は、学長は教育研究評議会の議を経て、期間の延長を決定することができる。
- ② 無期停学は、期限を付さないものとする。

(2) 停学処分の解除

① 有期停学の処分解除

有期停学の処分は、停学期間の満了をもって解除する。なお、当該学生が改悛したこと等により、学部教授会等において、教育的配慮から早急に停学処分の解除が妥当であると判断したときは、学部等の長からの学生の停学処分解除申請書の提出に基づき、学長は、教育研究評議会の議を経ることなく停学処分の解除を決定することができる。これらの場合における教育研究評議会への報告は、事後に行うこととする。

② 無期停学の処分解除

無期停学の処分は、当該処分を受けた学生の反省の程度、学習意欲等を総合的に判断して次のとおり処分を解除することができる。

ア 学部等の長は、学部教授会等の議を経て、学長に停学処分の解除の申請を「学生の停学処分解除申請書」により行うものとする。

イ 学長は、学部等の長からの申請があった場合、無期停学の処分解除について検討が必要であると判断したときは、学生委員会に審議を求めることができる。

ウ 学長は、学生委員会の答申を踏まえ、教育研究評議会の議を経て、停学処分解除の可否を決定する。その後学部等の長に審議結果を通知する。

エ 通知に基づき学部等の長は、当該学生及び保証人に対して文書で交付する。

(3) 謹慎

学部等の長は、学生の行為が懲戒対象行為に該当することが明白であり、かつ、懲戒処分がなされることが確実である場合は、懲戒処分の決定前に謹慎を言い渡すことができるものとする。この場合において、謹慎の期間は、1か月を超えないものとする。なお、この間は、原則として学生としての活動を制限する。また、謹慎の期間は停学期間に算入することができる。

(4) 懲戒処分と自主退学・休学

- ① 学部等の長は、懲戒対象行為を行った学生から、懲戒処分の決定前に自主退学の申請があった場合には、この申し出を受理しないものとし、懲戒処分の決定後に自主退学の申し出があった場合は、教授会等の議を経て、退学を許可することができる。
- ② 学部等の長は、懲戒対象行為を行った学生から、懲戒処分の決定前に休学の申請があった場合には、この申し出を受理しないものとする。
- ③ 休学中の学生に対して停学処分が決定された場合には、当該停学処分の決定の日をもって当該学生の休学許可を取り消すものとする。

(5) 停学中の学生指導

停学中の学生に対する指導は、当該学生が所属する学部等の教員が担当するものとする。なお、当該学生の精神的なケアについては、所属学部等が学生支援部、保健・医療推進センター等と協力して行う。

8 懲戒処分に関する情報の非公開

(1) 非公開の原則

懲戒処分を実施した場合、学生の氏名、学籍番号、懲戒の内容、懲戒の事由等は、当該学生及び保証人以外には明らかにしないものとする。ただし、学長が必要と認めるときは、この限りでない。

(2) 証明書類等への記載の禁止

本学が作成する成績証明書等に懲戒の有無、その内容等を記載しないことを原則とする。

附 則

この指針は、平成20年9月26日から実施する。

附 則

この指針は、平成21年7月24日から実施する。

附 則

この指針は、平成26年2月20日から実施する。

附 則

この指針は、平成27年1月29日から実施する。

長崎大学における学生の懲戒に関する指針についての補足説明

- ① 懲戒処分の判断は、過去の具体例も参照して、原因行為の「悪質性」、結果の「重大性」を勘案して判断するものとする。
- ② 1か月以上の有期停学は原因行為が特に悪質な場合で、その結果に重大性が認められる場合に限るものとする。
- ③ 当該学生が処分の有無が決定されるまで、不安定な状態で長期間過ごすことが無いように迅速な処分の有無の決定がなされなければならない。
- ④ 学生の交通事故に関するもののうち、「学生の交通事故に関する懲戒ガイドライン（平成15年11月28日学長裁定）」に定めがあるものについては、当該懲戒ガイドラインを適用する。この場合において、実際に刑事訴追がなされるかどうかを処分決定の絶対的な基準とはしないものとする。また、大学内の調査で事実関係を十分に把握できない事件・事故に関しては拙速な処分を控える。
- ⑤ 試験等における不正行為に関する取扱い
試験等に係る不正行為については、教養教育の考査に係る学生の不正行為の取扱いに関する細則又は学部等が定めた試験等における不正行為に関する規程等によるものとする。
- ⑥ 学部等の留学生に係る懲戒の手続きについては、学生支援部、国際教育リエゾン機構、関係学部等との協力のもと進めるものとする。
- ⑦ 懲戒は懲戒対象の行為、結果、影響を総合的に考慮し、教育的配慮を加えた上で、学生に課される不利益は、懲戒目的を達成するために必要な限度に留めるものとする。

学生の懲戒処分について
通常の懲戒処分手続の流れ図（指針 6 関係）

(1) 学生は事件・事故等を起こした場合、学生支援部又は所属する学部等に届出。

(2) 学部等の長は学生の懲戒相当行為の発生の場合、学生委員長に報告。

(3) 学生支援部は事実関係の調査及び関係する学部等による当該学生からの事情聴取結果を基に、諸機関との連絡調整を図りながら学生委員長に報告。
未成年者については、必要と判断されれば、事実調査の際に保護者同席の配慮。

(4) 学生委員長から学長に内容報告。

(5) 学長は懲戒について検討すべき事案が含まれていると認めた場合、学生委員会に懲戒の要否、懲戒の種類及び内容等について審議を求める。

(6) 学生委員会は懲戒の要否、懲戒の種類及び内容等について審議する。事前に当該学生に告知し、口頭等による意見陳述又は文書による意見提出の機会を与える。学生委員長は学生委員会の審議結果及び学生の意見陳述等の結果を学長に報告。

(7) 学長は学生委員会の審議結果を当該学生が所属する学部等の長に通知。

(8) 学部等の長は学部教授会等で事実認定と懲戒の種類及び内容について検討を行い、懲戒処分案を作成し、学長に上申。

(9) 学長は学部等の長からの上申に基づき、教育研究評議会の議を経て、懲戒処分を決定。

(10) 学部等の長は当該学生及び保証人に対して、文書により懲戒処分の告知。

学生の交通事故に関する懲戒ガイドライン

平成 15 年 11 月 28 日

学 長 裁 定

改正 平成 17 年 1 月 13 日

平成 24 年 1 月 26 日

1. 目的

本懲戒ガイドラインは、長崎大学学則（以下「学則」）第 50 条に基づいて行う学生の交通事件に関する懲戒処分の適正と公正を図るために必要な事項を定める。

2. 懲戒処分の種類と内容

(1) 懲戒の種類

学則第 50 条第 2 項に従い、学生の懲戒は退学、停学及び訓告とする。

(2) 退学

退学は、学生としての身分の剥奪である。

(3) 停学

停学は確定期限を付す有期の停学と、確定期限を付さない無期の停学（以下「無期停学」）からなる。

① 停学の種類

1. 6 か月以上の停学を無期停学とし、確定期限を付さず、指導の状況および生活態度等を勘案しながら解除の時期を決定するものとする。

2. 6 か月未満の停学を有期の停学とし、確定期限を付すものとする。

② 当該学生が所属する学部および大学院研究科（以下「学部等」）の長（以下「学部長等」）は、無期停学を受けた学生について、その反省の程度及び学習意欲等を総合的に判断し、その処分の解除が適当であると考えられるときは、教授会の議を経て、学長に対しその処分の解除を上申することができる。

③ 無期停学の解除は、学部長等からの上申により、学長が長崎大学教育研究評議会（以下「教育研究評議会」）の議を経て、これを行う。

④ 無期停学は、原則として 6 か月を経過した後でなければ、解除することはできない。

⑤ 無期停学解除の告知は、学部長等により当該学生及び保証人に対して行われる。

(4) 訓告

訓告は、処分としての大学の教育的意思表示である。

3. 懲戒の対象となる交通事件

(1) 懲戒の基準

① 事故の態様が悪質である交通死亡事故（交通事故による受傷を原因として被害者が事故後 30 日以内に死亡した事故）に対する懲戒処分は、退学、または無期停学とする。

② 事故の態様が悪質である交通傷害事故に対する懲戒処分は、有期停学または訓告とする。ただし、情状によりその処分を減ずることができる。

また、1 か月以上の有期停学は、態様が特に悪質で結果が重大な場合に限るものとする。

③ 再犯の場合はより重い処分とすることができる。

(2) 懲戒の対象とならないもの

単純な道路交通法違反や、交通事故の態様が悪質でないものについては、懲戒処分の対象とはしない。ただし、重大な結果を惹起した交通事故に対しては、必要に応じて学部等の指導（学部長等による厳重注意等）を行う。また懲戒の基準に該当しないものの事故の態様が悪質である交通事故に対しても同じく必要に応じて学部等の指導を行う。

(3) 悪質性の判断基準

交通事故に対する懲戒処分は、学則 50 条に定める「学生の本分に反する行為」として科せられるものであることに鑑み、態様が悪質な交通事故とは道路交通法に違反する次のような行為があった場合を指すものとする。

- ① 酒酔い運転
- ② 麻薬等運転
- ③ 共同危険行為等禁止違反
- ④ 無免許運転
- ⑤ 大型自動車等無資格運転
- ⑥ 仮免許運転違反
- ⑦ 酒気帯び（0.15 以上）運転
- ⑧ 過労運転等
- ⑨ 大幅な速度超過運転
- ⑩ 救護措置義務違反

(4) 上記①～⑩の用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

- ① 「酒酔い運転」とは、道路交通法第 65 条第 1 項の規定に違反する行為のうち、酒によった状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいう）で運転する行為をいう。
- ② 「麻薬等運転」とは、道路交通法第 66 条の規定に違反して麻薬、大麻、あへん、覚せい剤又は毒物及び劇物取締法施行令第 32 条の 2 に規定する物の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転する行為をいう。
- ③ 「共同危険行為等禁止違反」とは、道路交通法第 68 条の規定に違反する行為をいう。
- ④ 「無免許運転」とは、道路交通法第 64 条の規定に違反する行為をいう。
- ⑤ 「大型自動車等無資格運転」とは、道路交通法第 85 条に該当する行為をいう。
- ⑥ 「仮免許運転違反」とは、道路交通法第 87 条第 2 項後段の規定に違反する行為をいう。
- ⑦ 「酒気帯び（0.15 以上）運転」とは、身体に血液 1 ミリリットルにつき 0.3 ミリグラム以上または呼気 1 リットルにつき 0.15 ミリグラム以上のアルコールを保有する状態で運転する場合をいう。
- ⑧ 「過労運転等」とは、道路交通法第 66 条の規定に違反して過労、病気その他の理由により正常な運転ができないおそれがある状態で運転する行為をいう。
- ⑨ 「大幅な速度超過運転」とは、道路交通法第 22 条の規定に違反する行為のうち超過速度が高速道路において 50 キロ以上、それ以外の道路において 30 キロ以上である場合をいう。
- ⑩ 「救護措置義務違反」とは、道路交通法第 72 条第 1 項の規定に違反する行為をいう。

(5) 上記の悪質性の判断基準については、法令の改正及び社会的状況の変化に応じ、法律の専門家と相談の上、適宜改正するものとする。

4. 交通事件における懲戒の手続きと執行

(1) 交通事件の報告

- ① 学生による交通事件は、学生支援部で一元的に対応する。
- ② 学生による交通事件が発生した場合、各学部等及び大学関係者は察知した情報を速やかに学生支援部へ通報する。
- ③ 学生支援部は速やかに学生委員長に通報するとともに、事実関係の把握に努め、当該事件に係わる学生が所属する学部等への連絡、関係諸機関との連絡調整を行い、その結果を逐次学生委員長に報告し、同時に学部等へ通知する。
- ④ 学生委員長は、学生による交通事件に関して学長に報告を行う。
- ⑤ 当該事件に係わる学生が所属する部局は、通知された交通事件について、当該学生と連絡をとるとともに指導に努め、必要に応じて学長への報告、学生委員長及び学生委員会への説明、学生支援部との連絡を行うものとする。

(2) 事実関係の調査と当該事件に係わる学生への教育的指導

- ① 学外での事実関係の調査は、学生支援部が担当する。また必要があれば当該事件に係わる学生の所属する学部等の教員および職員はそれを補佐することができる。
- ② 学内での学部等による事実関係の調査は、原則として当該事件に係わる学生からの事情聴取を行うものとする。ただし、当該学生が事情聴取に応じない場合は、学部等はその旨を学長に報告するとともに、学生委員長及び学生委員会に説明するものとする。また、学生が身心の故障、身柄の拘束、長期旅行その他の事由により、当該学生に事情聴取できない場合は、事情聴取が可能になるまでの間、学部等は調査及びその報告等を留保するものとする。

(3) 学生委員会による審査

- ① 学長は学生委員長から報告のあった交通事件の中に、懲戒について検討すべき事案が含まれていると認めた場合、学生委員会に対し当該事件に係わる学生への懲戒の要否、懲戒の種類及び内容等について審議を求めるものとする。
- ② 学生委員長は、速やかに学生委員会内に調査小委員会を設置する。なお、大学においていたずらに処分の是非の決定を長引かせることのないように、調査小委員会は定例の学生委員会開催以前に設置することができ、学生委員長はその構成員を指名することができる。
- ③ 調査小委員会の構成員は、加害者または被害者と関係が無いか、その恐れのないように選任され、また被害者及びその関係者と接触の無いように管理されなければならない。
- ④ 調査小委員会は、学生支援部及び学部等による事実関係の調査及び調査報告について、必要に応じて説明及び追調査を求めることができる。
- ⑤ 学生委員会は調査小委員会の報告に基づき、当該事故に係わる学生への懲戒の要否、懲戒の種類及び内容等について審査し、その結果を学長に報告するものとする。

(4) 審査結果の通知

学長は、学生委員会から報告のあった審議の結果を、当該学生が所属する学部長等に通知する。

(5) 懲戒の審議

学部長等は、学長からの通知に基づき、事実認定と懲戒の種類及び内容について教授会に付議の上、速やかに学長に懲戒を上申するものとする。

(6) 懲戒の決定

- ① 学長は、学部からの上申事項を評議会の議に付し、懲戒処分を決定する。
 - ② 学長は、教育研究評議会への付議に際し、懲戒の対象とされる学生に対して、口頭または文書による意見陳述の機会を与えるものとする。
- (7) 懲戒処分の告知と執行
- 懲戒処分の告知は、学部長等が、当該学生及び保証人に文書をもって行い、その内容を学内に公示する。なお、懲戒を実施した場合、学生の氏名、学生番号等、本人を特定できる情報は明らかにしないものとする。ただし学長が必要と認めた場合は、この限りではない。
- (8) 懲戒処分に関する文書
- 懲戒処分に関する文書は、別途様式に定める。
- (9) 懲戒に関する記録の保存と開示
- ① 懲戒原因たる事実並びに決定された処分内容及び理由を記載した文書は学生支援部で保存する。文書管理の責任者は学生支援部長とする。
 - ② 学長は、被処分者から請求があった場合には、当該文書を開示しなければならない。

5. 学生に対する教育と指導

- (1) 本ガイドラインの事前周知
- ① 懲戒対象行為と懲戒処分の種類と内容に関しては、掲示ならびに各学部等の学生便覧等により学生に周知されなければならない。
 - ② 学生は人身事故を起こした場合は、遅滞無く学生支援部ないしは所属する学部等に届けなければならない。またこの届出義務は掲示ならびに各学部等の学生便覧等により学生に周知されなければならない。
- (2) 教育と指導
- ① 事件後並びに処分後において、当該学生に反省を促し、また学習意欲を維持させるための指導は、当該学生の所属学部等が担当するものとする。
 - ② 当該学生の精神的ケアについては所属学部等とともに学生支援部、保健・医療推進センター等、大学も十分な協力を行わなければならない。
- (3) 履修への配慮
- 停学期間中の期末試験又は履修手続期間については、停学の懲戒処分申し渡しの期日によって、学生の受ける不利益の不平等が無いようにしなければならない。

長崎大学における学生の課外活動手続規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学（以下「本学」という。）の学生が行う課外活動の健全な発展を推進するために必要な手続等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「課外活動」とは、正課外教育のうち、本学の理念に即して学生が自主的に行う諸活動で、学生生活の充実向上を目的とする活動をいう。

2 この規程において「学生団体」とは、全学的に組織される学生の団体又は学部ごとに組織される学生の団体で、本学の承認を得た団体をいう。

(学生団体設立の申請)

第3条 学生団体を設立しようとするときは、顧問教員を定め、団体設立願に趣旨目的、民主的な運営方法等を明らかにした規約、団体員名簿等を添えて申請し、長崎大学学生委員会の議を経て、担当理事の承認を受けなければならない。

2 団体規約、顧問教員、代表責任者等に変更が生じたときは、その都度届け出なければならない。

3 第1項による承認は、翌年度の6月末まで有効とし、引き続き団体設立を希望する場合は、当該団体の代表責任者は、毎年5月20日までに更新願を提出しなければならない。

(学生団体の活動)

第4条 学生団体が学内及び学外において大会等（競技会、演奏会、発表会、研修会、学外遠征活動、合宿、集会等の行事を含み、通常の活動を除く。以下同じ。）を主催し、又は大会等に参加しようとするときは、大会等の3日前までに所定の届出書を担当理事に提出しなければならない。この場合において、学内の施設を使用するときは、第11条に規定する手続を経なければならない。

2 前項の大会等の結果について報告を求められたときは、これに応じなければならない。

3 学生団体は、課外活動を行うに当たり常に顧問教員と密接な連絡を保たなければならない。

4 顧問教員は、課外活動の効果を高めるため、適切な助言を与えるなどの支援を行うものとする。

5 学生団体が学外から指導者及びコーチ（臨時的なものを除く。）、講演者等を招へいしようとするときは、事前に所定の届出書を担当理事に提出しなければならない。

(本学の活動支援)

第5条 本学は、学生団体に対して可能な範囲において、次の支援を行う。

(1) 団体名に本学の名称を使用させること。

(2) 課外活動部室を貸与すること。

(3) 学内施設を優先的に利用させること。

(4) 競技会、演奏会、学術発表会等を後援又は協賛すること。

(5) その他本学が必要と認める支援

(学生団体の解散)

第6条 学生団体が解散したときは、団体解散届を担当理事に提出しなければならない。ただし、第3条第3項の更新願を提出しない学生団体は、解散したものとみなす。

(一般学生等の行事)

第7条 学生団体としての承認を受けていない団体及び学生（以下「一般学生等」という。）が学内及び学外において集会等の行事（学外にあっては、本学の名称を用いる場合に限る。）を行おうと

するときは、行事の3日前までに所定の願書を担当理事に提出し、承認を受けなければならない。
この場合において、学内の施設を使用するときは、第11条に規定する手続を経なければならない。

2 前項の行事の結果について報告を求められたときは、これに応じなければならない。

(掲示)

第8条 一般学生等又は学生団体が学内及び学外において掲示(学外にあつては、本学の名称を用いる場合に限る。)を行おうとするときは、学生支援課長(部局所管の掲示場を使用しようとするときは、所管部局)に責任者氏名を記載した掲示物を提出し、承認を受けなければならない。

2 学内における掲示は、指定された掲示場以外で行ってはならない。ただし、特に承認された場合は、この限りでない。

(署名運動等)

第9条 一般学生等又は学生団体が学内及び学外において署名運動、寄附金募集等(学外にあつては、本学の名称を用いる場合に限る。)を行おうとするときは、署名運動、寄附金募集等の3日前までに所定の願書を担当理事に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の寄附金募集等の結果を求められた場合は、担当理事に報告しなければならない。

(承認の取消し)

第10条 第7条から前条までに規定する一般学生等又は学生団体の行為が本学の機能を害し、又は学内及び学外の秩序を乱し、学生の本分に反すると認められるときは、担当理事、学生支援課長又は所管部局は、承認を取り消すことがある。

(施設の使用)

第11条 一般学生等又は学生団体が本学の施設を使用しようとするとき(他大学の学生団体等との試合、合同練習、発表会等で使用する場合を含む。)は、代表責任者は、使用の3日前までに所定の願書を学生支援課長(部局所管の施設を使用しようとするときは、所管部局)に提出し、許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けて本学の施設を使用する一般学生等又は学生団体は、職員の指示に従うものとし、使用する一般学生等又は学生団体側に起因する事故が生じた場合は、その責任を負わなければならない。

3 施設使用の許可後においても、本学の行事等のため支障があるときは、許可を取り消すことがある。

(願出、届出等の様式)

第12条 課外活動等に関し必要な願出、届出等の様式は、様式第1号から様式第11号までに定めるもののほか、別に定める。

(事務)

第13条 この規程に定める手続に関する事務(部局に関する事項を除く。)は、学生支援センターにおいて処理する。

附 則

この規程は、平成16年11月26日から施行する。

共通基礎モジュールの履修に関する申合せ

多文化社会学部2年次を対象とした共通基礎モジュールの履修については、多文化社会学部規程（以下「規程」という。）別表第2及び別表第3（以下「別表」という。）に規定するもののほか、次のとおり申し合わせる。

（希望する履修コースとならなかった場合の共通基礎モジュールの履修）

1. 学生が希望する履修コース（オランダ特別コースを除く。）と、履修コースが異なり、規程別表の規定を満たさなかった場合、3年次に不足する単位を修得しなければならない。
2. 1の規定に関わらず、中期・長期留学により、3年次に不足する単位を修得できない場合は、4年次に単位を修得しなければならない。

履修方法等に関する申合せ

長崎大学多文化社会学部規程（以下「規程」という。）第9条第4項に規定する履修方法等について、次のとおり申し合わせる。

（Transition Program）

1. 多文化社会学部では、1年次前期において、英語と大学入門科目を集中的に履修させることを目的としたTransition Programを実施する。
2. Transition Programの実施に関し必要な事項は、別に定める。

（履修方法）

3. 学生は、原則として、規程別表第2に掲げる標準履修年次のとおり履修する。
4. 規程別表第2に掲げる授業科目の履修に当たり、履修するための前提となる長崎大学ナンバリング・システムの水準コード（以下「水準コード」という。）が下位の授業科目（以下「必須要件科目」という。）が指定されている場合は、当該必須要件科目の単位を修得していなければならない。
5. 前項の規定にかかわらず、進級要件を満たさない場合に限り、同一学期内において、必須要件科目として関連付けられた科目群に関して、水準コードが異なる授業科目を同時に履修することを認める。

（2年次における履修制限）

6. 3の規定にかかわらず、1年次終了時において、TOEFL PBT 500点以上、TOEFL iBT 61点以上、TOEFL ITP 500点以上、又はIELTS 5.5以上のスコアに達していない2年次学生は、教養教育科目及び英語モジュール科目を除き、英語で開講される授業科目（一部英語で開講される科目を含む。）を履修することができない。
7. 前項に該当する学生は、当該学生の指導チーム（教養ゼミナール担当教員、英語授業担当教員及びコーチングフェロー）と相談の上、英語力向上のための履修計画（e-ラーニング学習プログラム、Transition Programの英語合宿、TOEFL夏期集中講座、英語カフェ等を含む。）を立案し、その計画に基づき履修の上、前項のスコアを取得しなければならない。

附 則

この申合せは、平成27年4月1日から施行し、平成26年度入学者から適用する。

多文化社会学部の考査における学生の不正行為に関する申合せ

多文化社会学部の考査(授業計画書(シラバス)の成績評価の方法欄に明記された、随時行う試験、論文、レポート等を含む。)における学生の不正行為については、長崎大学多文化社会学部規程(以下「規程」という。)第19条に規定するもののほか、次のとおり申し合わせる。

(不正行為の届出)

1. 試験監督者は、多文化社会学部の考査において不正行為の疑いがあると判断した場合、所定の報告書により学部長に届け出るものとする。

(事情聴取)

2. 不正行為の疑いがある学生に対する事情聴取は、授業担当教員又は試験監督者の立会いの下に、学務委員会委員長又は学務委員会委員(以下「事情聴取者」という。)が行う。
3. 事情聴取者は、事情聴取の結果を、所定の報告書により学部長に報告しなければならない。

(事実認定)

4. 不正行為に係る事実認定は、事情聴取者による事情聴取の結果を基に、教授会が行う。

(異議申立て)

5. 前項の事実認定に不服がある学生は、学部長から告知を受けた日から1週間以内に、文書により異議申立てを行うことができるものとする。
6. 教授会は、前項の異議申立てがあった場合、必要な調査を行った上で、改めて事実認定を行うものとする。

(処置内容)

7. 前項の所定の期日までに異議申立てがなかった場合又は異議申立てに基づく事実認定においても不正行為があったと認定された場合は、規程第19条の規定に基づき、当該学期の専門教育の全授業科目の単位を無効とし、当該学生には学部長が訓告を行う。

進級要件に関する申合せ

長崎大学多文化社会学部規程第20条に規定する進級要件について、次のとおり申し合わせる。

(3年次への進級要件)

1. 3年次に進級するためには、2年次末までに、次の全ての要件を満たさなければならない。
 - (1) 標準履修年次が1年（長崎大学ナンバリング・システムの水準コード（以下「水準コード」という。）が1）の授業科目を30単位以上（単位認定された科目の単位を含む。）修得していること。
 - (2) 標準履修年次が2年（水準コードが2）の授業科目を30単位以上（単位認定された科目の単位を含む。）修得していること。

(4年次への進級要件)

2. 4年次に進級するためには、3年次末までに、次の全ての要件を満たさなければならない。
 - (1) 教養教育科目と専門教育科目を合わせて100単位以上（単位認定された科目の単位を含む。）修得していること。
 - (2) 基礎演習（A及びB）の単位を全て修得していること。
 - (3) 専門演習（I-A, I-B, II-A及びII-B）の単位を全て修得していること。

附 則

この申合せは、平成27年4月1日から施行し、平成26年度入学者から適用する。

長崎大学多文化社会学部における長期履修に関する申合せ

この申合せは、長崎大学多文化社会学部規程（以下「学部規程」という。）第23条第2項に基づき、長崎大学長期履修規程（以下「長期履修規程」という。）に定めるもののほか、多文化社会学部における長期履修に関し必要な事項を次のとおり申し合わせる。

（対象者）

1. 長期履修を申し出ることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、修業年限内での修学が困難な事情にある者とする。ただし、原則として、修業年限における最終年次の者を除く。
 - (1) 職業を有し、就業している者（原則として常勤雇用者に限る。）
 - (2) 家事、育児、介護等に従事している者
 - (3) その他相当の事由があると認められる者

（申請手続）

2. 1に該当し、長期履修を希望する者は、次の各号に掲げる期日までに、この申合せに定める長期履修申請書（別紙1）に、1(1)に該当する者は在職を証明するもの、1(2)及び1(3)に該当する者は長期履修が必要であることを証明する書類を添えて、学部長に申し出るものとする。
 - (1) 新たに入学する者で長期履修を入学時から希望する者 入学手続期間終了日
 - (2) 在學生で長期履修を前期から希望する者 1月末日
 - (3) 在學生で長期履修を後期から希望する者 7月末日
3. 学部長は、2の申し出があったときは、教授会の議を経て、長期履修を認めるものとする。

（履修形態の変更）

4. 3により長期履修を認められた者は、認められた長期履修の期間の変更を申し出ることができない。ただし、認められた長期履修の期間の短縮（長期履修の取りやめを含む。以下同じ。）については、1度に限り申し出ることができる。
5. 4における長期履修の期間の短縮を申し出る者は、次の各号に掲げる期日までに、この申合せに定める長期履修期間短縮申請書（別紙2）により、学部長に申し出るものとする。ただし、修業年限への短縮（長期履修の取りやめ）についての提出期限は、最終年次における本項(2)に掲げる期日とする。
 - (1) 長期履修の期間の短縮を前期から希望する者 1月末日
 - (2) 長期履修の期間の短縮を後期から希望する者 7月末日
6. 学部長は、5の申し出があったときは、教授会の議を経て、長期履修の期間の短縮を認めるものとする。
7. 長期履修の取りやめを認められた者は、再度、長期履修の申し出を行うことはできない。

（認定の通知）

8. 3及び6による認定の可否は、本人あてに文書により通知する。

(履修コースの選択・決定)

9. 長期履修を認められた者に係る履修コースの選択，決定は，学部規程第5条第2項及び長崎大学多文化社会学部履修コース選択・決定方法等に関する申合せに準じる。

(履修科目登録単位数の上限)

10. 長期履修を認められた者に係る履修科目登録単位数の上限は，学部規程第12条の定めるところによる。

(履修科目登録単位数の上限の特例)

11. 長期履修を認められた者には，学部規程第13条に規定する履修科目登録単位数の上限の特例を適用しない。

(留学)

12. 長期履修を認められた者にあっても，原則として，学部規程第14条に規定する留学をしなければならない。ただし，長期留学は，学期ごとに間隔を置いて実施することを可能とする。

(別紙1)

長期履修申請書

平成 年 月 日

多文化社会学部長 殿

多文化社会学部 多文化社会学科

学生番号 (受験番号) _____

ふりがな

氏 名 _____

下記のとおり，長期履修を希望するので申請します。

記

入学年月	卒業希望年月	履修期間
平成 年 月	平成 年 月	年 月
在学中の勤務先名 (職 種)	()	
在学中の勤務先所在地	〒 — TEL ()	
申請理由		
履修計画		
指導教員等の意見		
指導教員等氏名 _____		

備考 原則として，申請理由を確認できる書類を添付すること。

(別紙2)

長期履修期間短縮申請書

平成 年 月 日

多文化社会学部長 殿

多文化社会学部 多文化社会学科

学生番号 _____

ふりがな

氏 名 _____

下記のとおり，長期履修期間の短縮を希望するので申請します。

記

入学年月	卒業希望年月	履修期間
平成 年 月	平成 年 月	年 月
在学中の勤務先名 (職 種)	()	
在学中の勤務先所在地	〒 — TEL ()	
申請理由		
履修計画		
指導教員等の意見		
指導教員等氏名 _____		

備考 当初の長期履修申請書の写しを添付すること。

入学前既修得単位認定に関する申合せ

長崎大学多文化社会学部規程第21条第1項に規定する入学前既修得単位認定について、次のとおり申し合わせる。

(申請)

1. 本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）（以下「既修得単位」という。）を有し、その単位を、本学部における授業科目の履修により修得した単位として認定を希望する学生（以下「申請者」という。）は、所定の期日までに、次の書類を学部長に提出しなければならない。
 - (1) 既修得単位認定申請書（別紙様式1）
 - (2) 成績証明書又は学修の成果を証明する書類
 - (3) 授業科目の内容を記載した書類（シラバス等）

(審査)

2. 既修得単位認定の申請のあった授業科目を担当する教員は、提出された書類により審査を行い、所定の期日までに、「既修得単位認定審査報告書」（別紙様式2）を学部長に提出しなければならない。
3. 学務委員会は、既修得単位認定審査報告書に基づき、認定の可否を審議する。
4. 既修得単位として認定できる単位数は、長崎大学多文化社会学部規程（以下「規程」という。）第21条第2項の規定に基づき32単位までとする。

(既修得単位の認定)

5. 既修得単位の認定は、教授会で審議の上、決定する。
6. 認定された授業科目の成績評価は、「認」とする。

(認定可否の通知)

7. 学部長は、既修得単位認定の可否を文書により申請者へ通知する。

既修得単位認定申請書

多文化社会学部長 殿

学生番号 _____

氏 名 _____

連絡先 _____

下記のとおり，既修得単位の認定を申請します。

記

単位を修得した 大学・学部等名	大学	学部	学科
在学期間	平成 年 月 日 入学 ～ 平成 年 月 日 卒業・退学		
認定を希望する多文化社会学部の 専門教育授業科目		左記科目に対応する 本学入学前に単位を修得した授業科目	
授業科目名	単位数	授業科目名	単位数

既修得単位認定審査報告書

多文化社会学部長 殿

教員名

印

下記のとおり、既修得単位認定に係る審査結果を報告します。

記

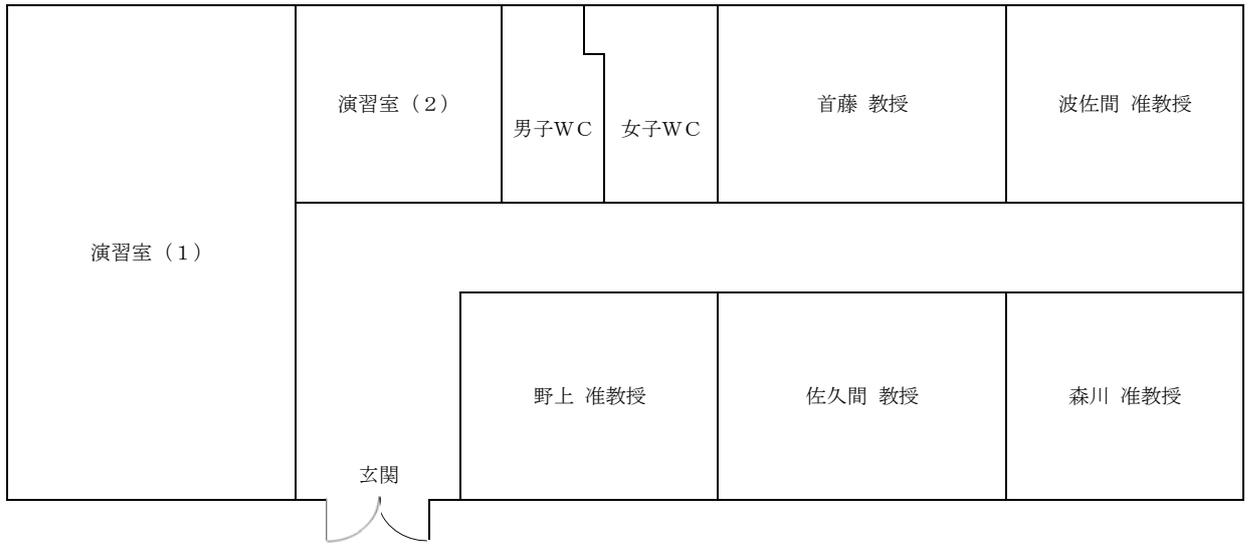
学生番号			学生氏名		
認定を希望する多文化社会学部の 専門教育授業科目			左記科目に対応する 本学入学前に単位を修得した授業科目		認定の可否
授業科目名	単位数	授業科目名	単位数		

配置图

- ① 多文化社会学部 1 号館
- ② 多文化社会学部 2 号館 (総合教育研究棟)
- ③ 多文化社会学部 3 号館 (共用校舎 2)
- ④ グローバル教育・学生支援棟
- ⑤ 事務室

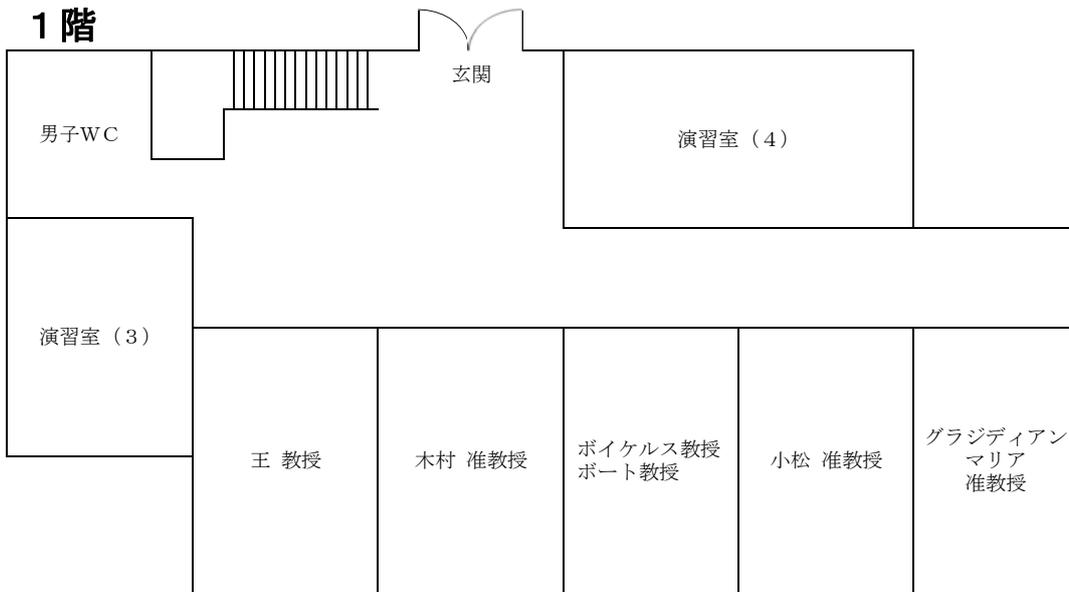


多文化社会学部 1号館

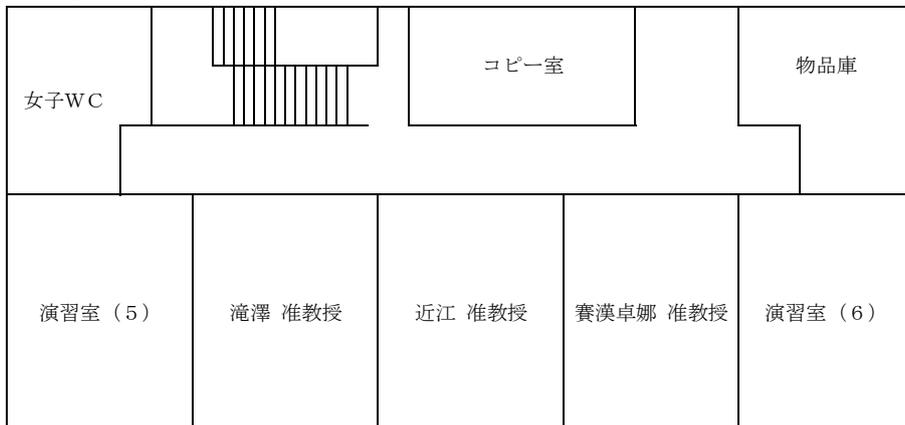


至 中部講堂 →

1階



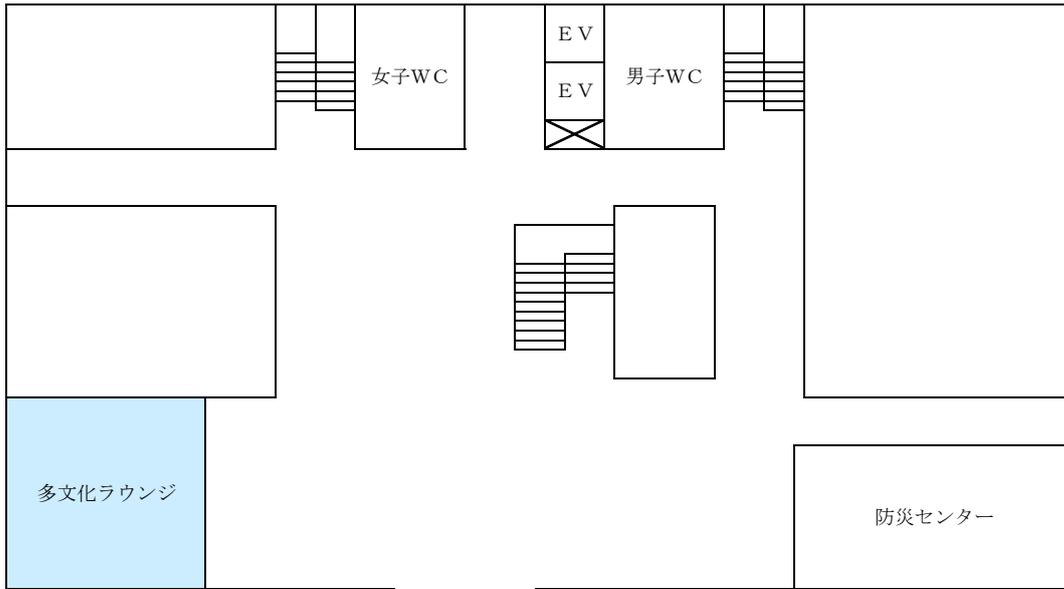
2階



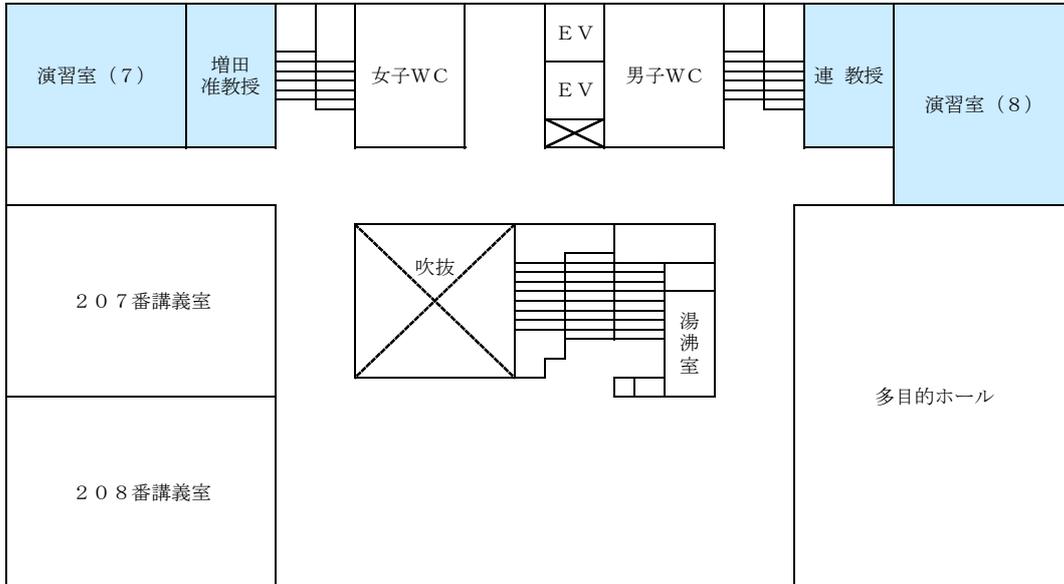
多文化社会学部 2号館 (総合教育研究棟)

1階

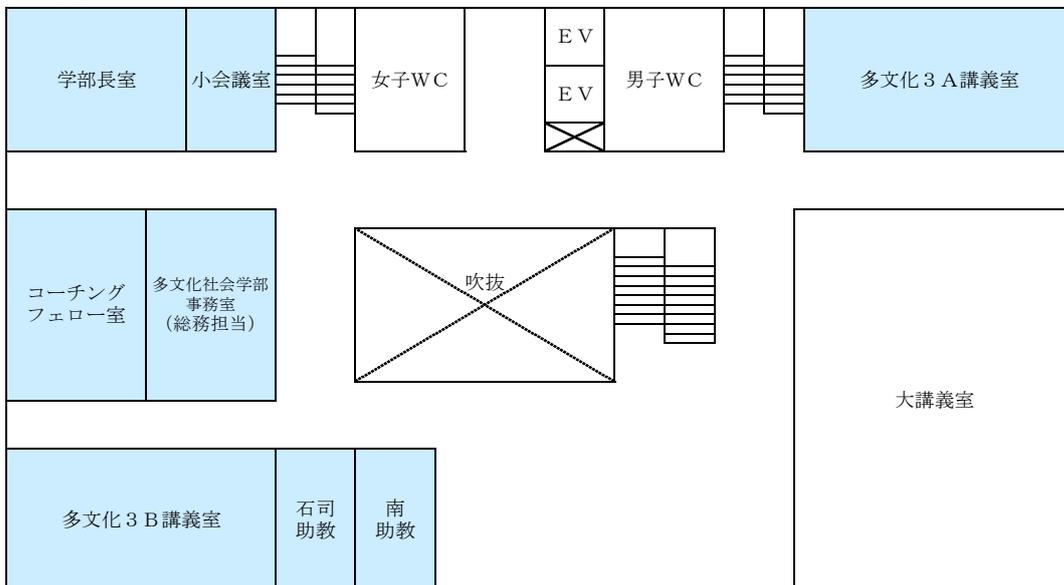
多文化社会学部で使用する部屋



2階



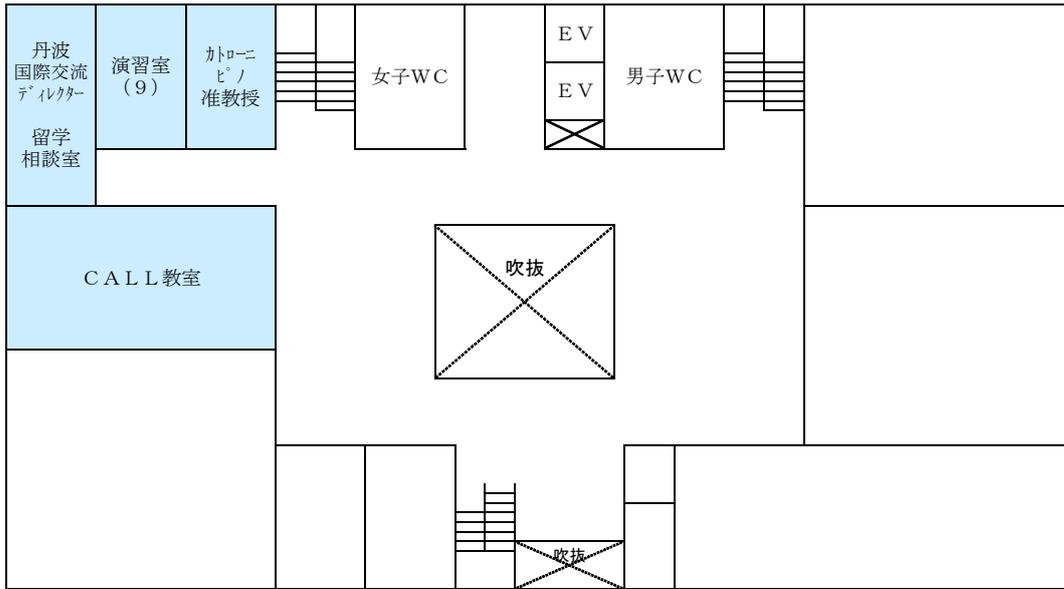
3階



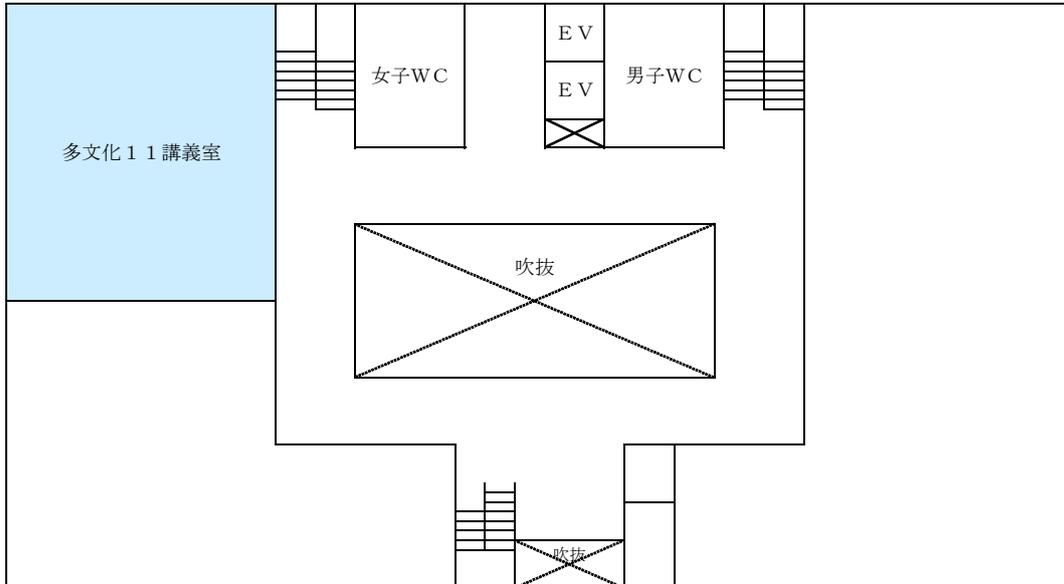
多文化社会学部 2号館 (総合教育研究棟)

5階

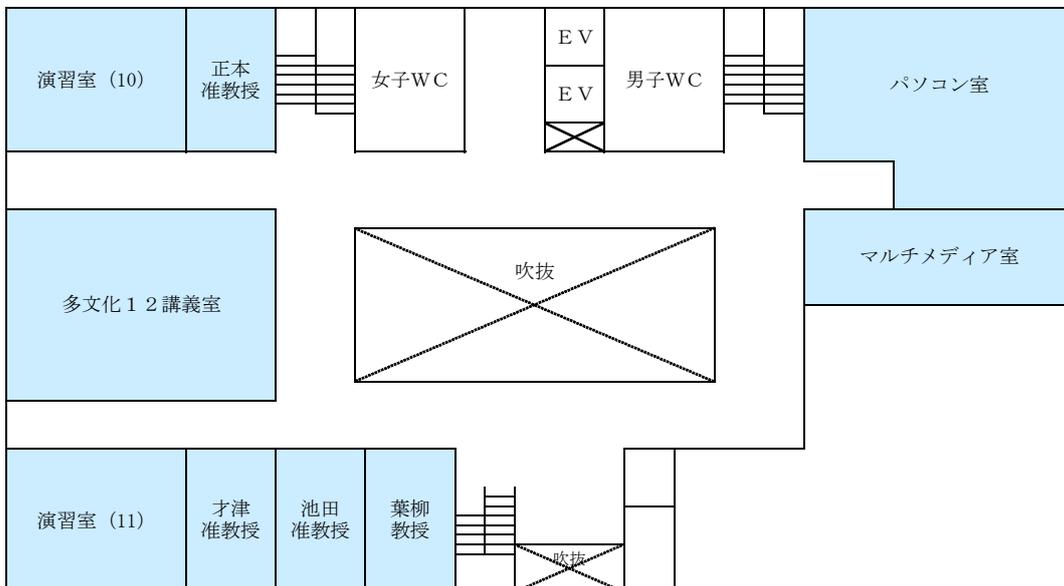
多文化社会学部で使用する部屋



11階



12階



多文化社会学部 3号館 (共用校舎 2)

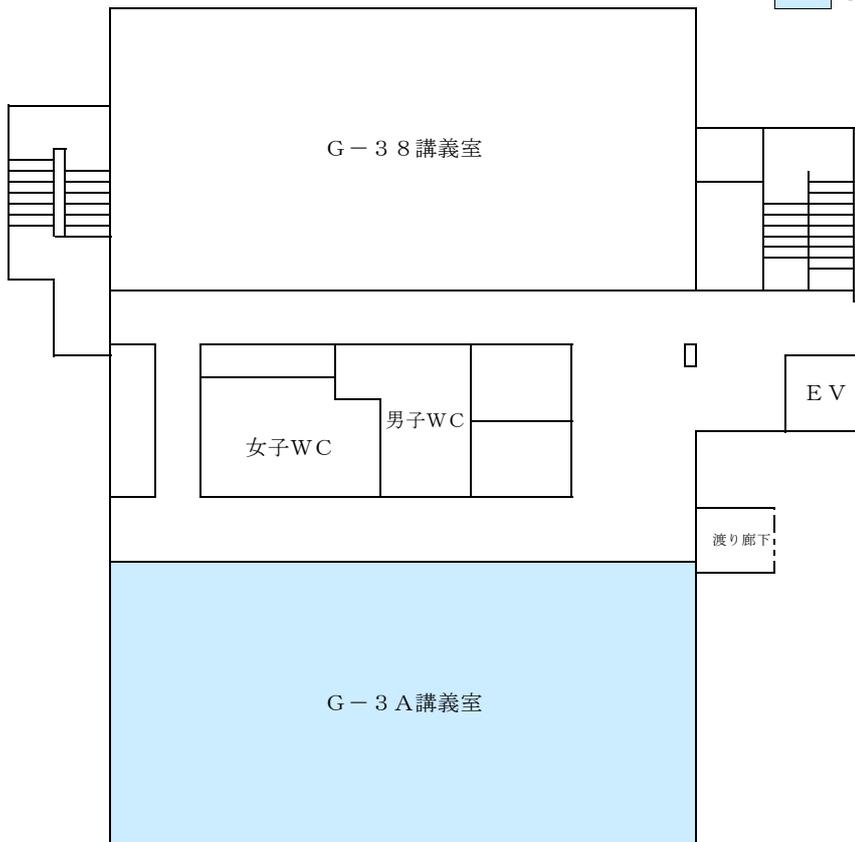
1階



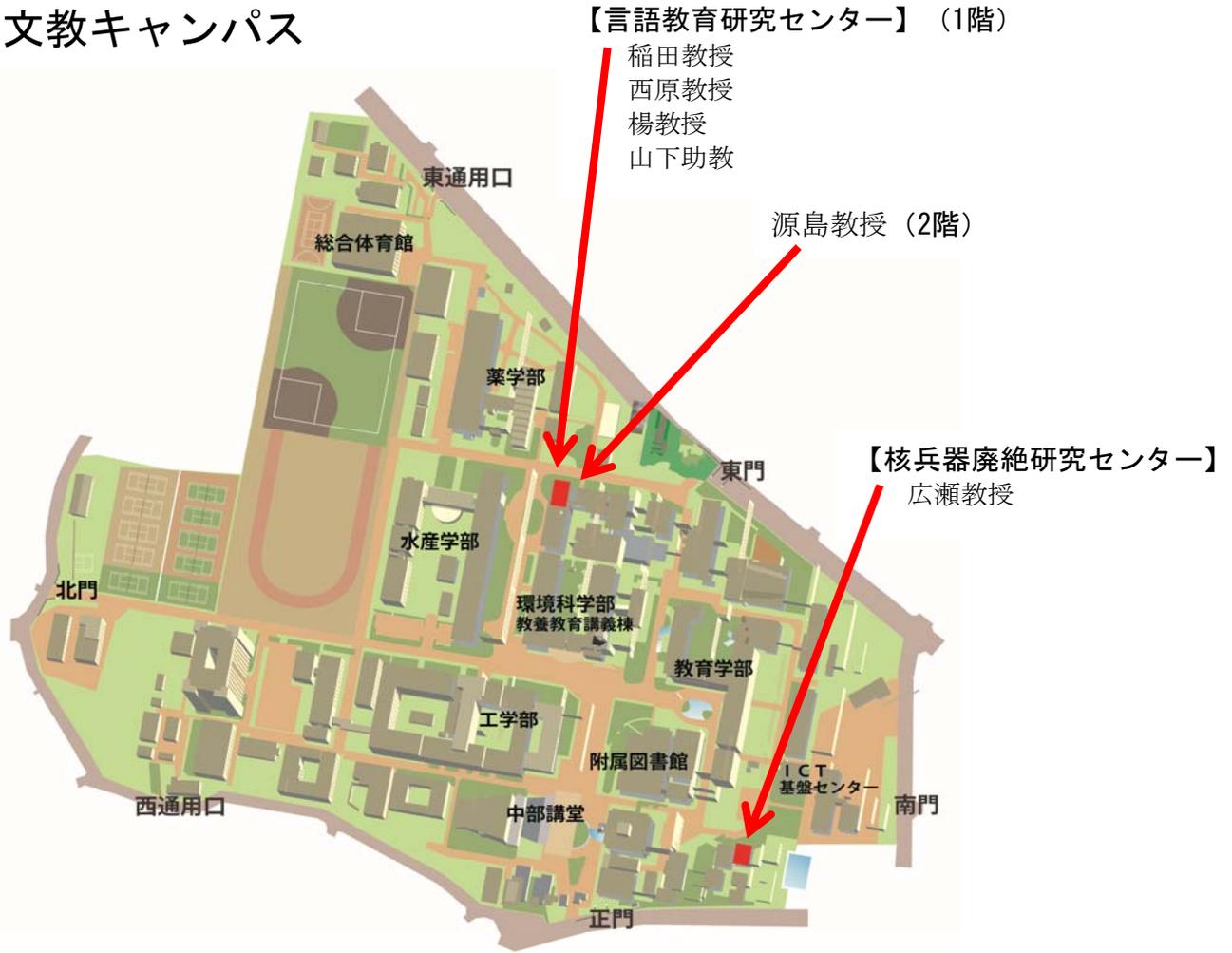
総合体育館

グローバル教育・学生支援棟（3F）

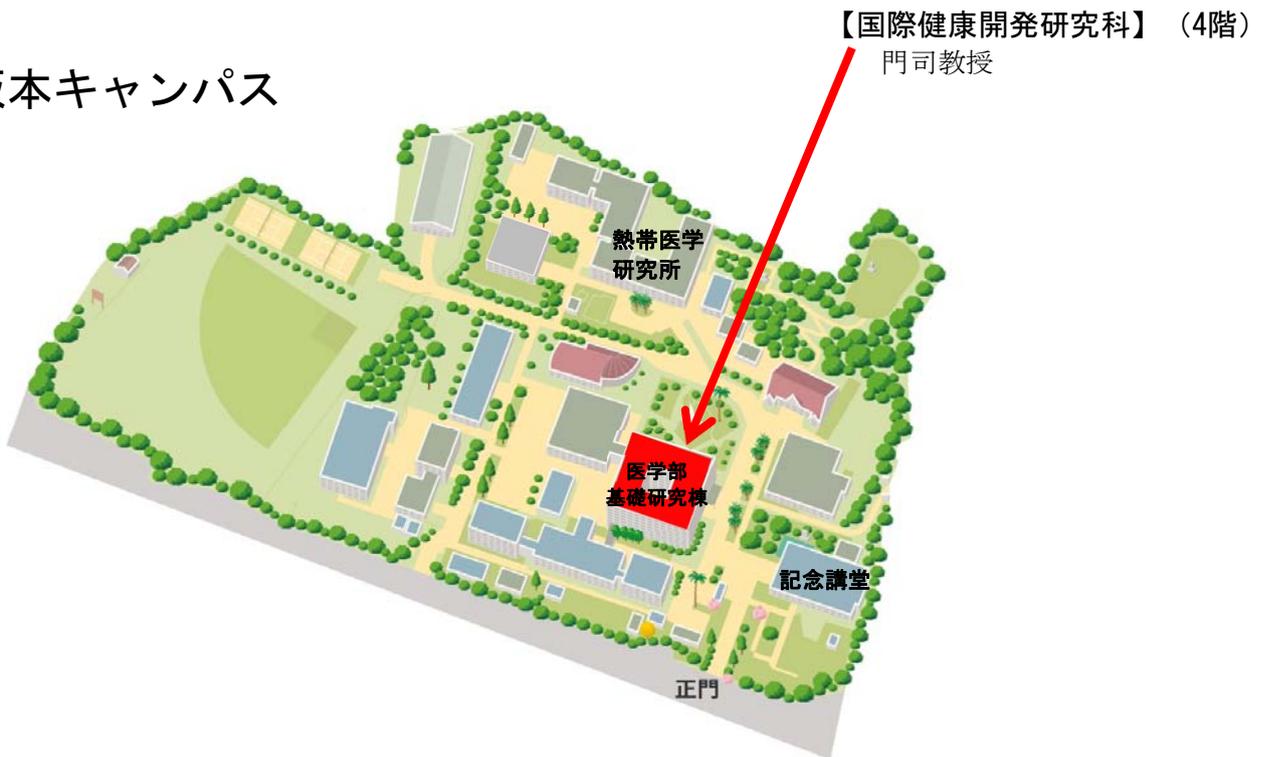
 多文化社会学部で使用する講義室



文教キャンパス



坂本キャンパス



多文化社会学部事務室（教育学部 1 階）

